MONO3197040080

朝鮮の水産業

昭和十五年

朝鮮總督府

朝鮮總督府

대한민국
국회도서관
등록
1972 2 29
152365

凡例

一　本書は朝鮮水産業の變遷竝に本府施設の概要を記述し水産業の大勢を明ならしむる目的を以て編纂せり。

二　統計は記事に對し引例に供するを目的とし其の大數を表示するに止めたり。

三　計數は特に其の年月を記載せるものゝ外昭和十四年迄の分を掲記せり。

朝鮮の水産業

目次

第一章　總說……一
第二章　漁業……六
第一節　漁場……六
第二節　漁業の種類……七
第三節　漁船……一一
第四節　漁獲物の處理運搬及水産物冷藏……一四
第五節　販賣機關……一五
第六節　漁港……一七
第七節　漁業資金……三一
第八節　漁業經營費低減施設……三三
第九節　漁村振興……三五
第十節　漁家の副業……三八

第十一節　漁業處分及取締……三九
第三章　養殖漁業……四三
第四章　製造業……五〇
第五章　輸移出……五八
第六章　試驗調查……六一
第七章　指導教育……七三
第八章　水產團體……七五
第一節　水產會……七五
第二節　漁業組合及漁業組合聯合會……七七
第三節　朝鮮漁業組合中央會……八六
第四節　水產組合及水產組合聯合會……八九
附圖　朝鮮重要水產物分布圖

대한민국 국회
도서관 장서

朝鮮の水産業

第一章　總　說

朝鮮は三面海を以て圍繞せられ海岸線の延長本土と島嶼とを通じて一萬七千五百八十粁（九千三百二十五浬）の長きに亙り、百尋線内の海床亦頗る廣大にして、北境豆滿江口より釜山港外に至る東海岸は、海岸線比較的長大なりと雖も概して屈曲に乏しく殊に江原道沿岸は殆んど直線を爲し、良港錨地に適するもの少く、而も沿岸に並行せる太白山脈は傾斜急にして海面に逼り、斷崖絶壁を成すもの多く沿岸水深く、又干滿の差小にして潮流緩慢なり。之に反し全羅南道珍島の附近より鴨綠江口に至る西海岸は、沿岸屈曲多く大小の島嶼散在し、潮流極めて急激にして干滿の差三十呎に達し廣漠たる干潟を成し且概ね遠淺にして黄海の中心に至るも水深五十尋を超えず、鎭南浦、仁川、群山、木浦海州其の他船舶の出入、碇泊に便なる他點尠からず。又釜山港より珍島附近に至る南海岸は大小の島嶼無數に星羅碁布し、所謂多島海の稱ある所にして沿岸の出入、屈曲甚しく水深概ね八十尋内外を超ゆる所尠く、釜山、鎭海、馬山、統營、三千浦、彌助、麗水、羅老島、鹿洞、莞島、木浦其の他沿岸到る處船舶の出入、碇泊に便にして且潮流適度、潮汐の干滿亦東西兩海岸の中間に位す。而して暖流

たる對馬海流の一派は、朝鮮海峽を通過し東海岸に沿ふて北進し、寒流たる「リマン」海流に遭遇して日本海方面に奔り、他の一派は朝鮮海峽に達せざる以前に於て左折し、全羅南道濟州島の西方を廻り西海岸を經て黃海に流入す、又「リマン」海流は露領沿海州に沿ふて南下し、東海岸に入り江原道水源端竹邊附近より東方に轉じつゝあり。之を要するに朝鮮沿海は海岸線の長大竝に屈曲、島嶼の散在寒暖潮流の關係等天惠に厚きを以て水族の棲息饒多にして最も魚介の利に富めり、然るに韓國併合前に在りては漁政の基礎薄弱にして營業の安固を缺くのみならず、漁業に關する諸般の施設にして見るべきものなく、漁民も亦概ね無智にして且其の經濟狀態極めて幼稚なりしが爲、徒に舊慣を墨守するに過ぎざるの狀況に在りしを以て、併合後に於ては專ら漁獲の增進に力を注ぎ、且水產製品の改良及產額の增加を圖ると共に、一面漁民の知識技能を啓發し其の經濟狀態と社會的地位とを向上せしめ、漁村の健全なる發達を促進せしめんことを期し、漁業令以下水產に關する法令を發布して諸般の制度を確立し、漁業の保護取締を嚴にして營業の安固を得せしめ、水產製品檢査を施行して製品品位の向上を圖り、漁業組合の普及改善を圖りて漁村の維持經營に資し、朝鮮水產會の施設を助長して水產業の改良發達を促進し、又斯業の奬勵に關しては、國費を補助して優良漁船竝に鮮魚冷藏貯藏設備の普及を圖り、一面**のり**、**かき**、**あざり**、**はまぐり**、**てんぐさ**の增殖施設を助長し、尙最近に於ては漁業經營費の低減施設を講じ、其の他從來の施設を充實して益々其の效果を大にし、更に漁民の敎養に關

조선총독부 도서관 장서

しては實地に之を指導する等中央地方相呼應して或は國費を支出し或は道費を支出し以て朝鮮水產業の發達進步の爲力を致せし所尠からず、其の施設の實際に至りては財政上其の他諸種の關係に依り理想と相距ること尙甚だ遠きもの尠からずと雖も而も是等幾多の施設は時勢の進運と相俟て漸次に生產額を增加し、明治四十四年に於て漁獲高六百七十六萬圓、製造高二百六十五萬圓のもの、昭和十四年に於て漁獲高一億五千百九萬圓、製造高一億六千七百九十一萬圓に達し漁獲高に於て約二十三倍、製造高に於て六十三倍の增加を示し、內地の明治四十三年に於て漁獲高七千八百二十八萬圓　製造高三千八百五十萬圓なりしもの、昭和十四年に於て漁獲高五億二千九十八萬圓、製造高三億九千百四萬圓となり、漁獲高に於て六倍七分、製造高に於て一〇倍の增進を示したるに比すれば、朝鮮漁業進步の速度は寧ろ內地に勝るものあるを見るべし。

尙沿岸粁數其の他漁業に關する主要なる事項に就き內地と朝鮮とを對照すれば左の如し。

區別	員數 內地	員數 朝鮮	內地に對する朝鮮の割合
沿岸粁數	二八、一六〇粁	一七、五八〇粁	六・二四割
漁場面積	一、四四〇、〇〇〇平方粁	七五〇、〇〇〇平方粁	五・二〇
漁船數	三五四、七二九度	五七、二四六隻	一・六一

區別	員數		內地に對する朝鮮の割合
	內地	朝鮮	
漁業者人口	一、四一一、四六〇人	四一〇、八三七人	二割・九一
漁獲高	五二、〇九八萬圓	一五、一〇九萬圓	二・九〇

備考　漁場面積は內地に在りては百尋線內、朝鮮に在りては東海岸は百尋線內、西南兩海岸は距岸平均約一一一粁（六十浬）以內の水面積なり。

前表に依り更に沿岸粁數及漁場面積に對する他の事項を比較すれば左の如し。

(イ)　沿岸粁數（四粁）に對する。

漁場面積		漁船數		漁業者人口		漁獲高	
內地	朝鮮	內地	朝鮮	內地	朝鮮	內地	朝鮮
二〇四平方粁	一七三平方粁	五〇隻	一三隻	三〇〇人	九三人	七〇、四〇三円	二四、三三八円

(ロ)　漁場面積十五平方粁（一平方里）に對する

漁船數		漁業者人口		漁獲高	
內地	朝鮮	內地	朝鮮	內地	朝鮮
三・六隻	一・二隻	一四・三人	八・三人	三、九八三円	三、〇三八円

대한민국 국회 도서관 장서

前二表の示す處に依れば朝鮮漁場に對する漁業者及漁船等の分布は內地に比して甚だ稀薄にして、假に朝鮮漁場の生產力にして內地と大差なきものとせば朝鮮漁場の前途猶綽々たる餘裕の存するを窺ふに足るべく、將來養殖適地の廣大なること及沿海州並に支那海方面に雄飛する餘地尠からざること等に想到せば其の前途の益々洋々たるものあるを推斷するに難からざるべし。

朝鮮水產業の根本法規は、韓國時代に於ける漁業法を其の嚆矢とし其の後明治四十四年に至り漁業令を制定し尠からざる實效を擧げたりと雖も、爾來年處を經過すると共に、朝鮮の水產業が長足の進步を遂げ同令を以てしては現下の實狀に適應せざる幾多の不備缺陷を生ずるに至りたるを以て、昭和四年一月朝鮮漁業令を制定公布し、次で同令施行規則其の他の附屬法規を發布し、昭和五年五月一日より之を施行せり。朝鮮漁業令に於ては漁業權の設定は、行政官廳の免許を受くることを要し、其の免許に依りて生ずる漁業權は之を物權とし、質權を除くの外土地に關する規定を準用せり。從つて之に伴ひ必要なる登錄制度を設け、漁業權及之を目的とする權利並に入漁に關しては之を登錄し、漁業權の權利關係を確保すると共に、一般の周知に便ならしめたり。又漁業權の存續期間に付ては從來の更新制度を改めて延長制度とし、其の存續期間を二十年迄とし、更に二十年以內に於て其の延長を許可し得ることとし、漁業資金の融通上に便し且又漁業權の財產的價値の增大を圖れり。而して行政官廳に於て支障ありと認むるときは、免許又ほ許可したる漁業を制限し、停止し、又は漁業の免許若は許

可を取消し得る場合を規定すると共に、此の場合に於ける補償の途をも設けたり。其の他漁業上必要なる土地物件の使用其の他の權利を認め、又漁業者間の紛議に付ては、裁定の途を開く等法規の適用範圍の改定竝に漁業制度を整備し、尙漁業の發達に伴ふ水産動植物の濫獲酷漁を防止する爲朝鮮漁業保護取締規則中に諸種の禁令を設け、且最近許可漁業の發達顯著なるものあるに鑑み、魚族の蕃殖保護上、各漁業の實態に徵し夫々此等に關する一定の制限事項を規定し、又漁業組合及水産組合に關する規定を整備し、法人格を有する各聯合會を設立し得るの規定を設けたり。

第二章　漁　業

第一節　漁　場

朝鮮沿岸は既に前章に述べたる如く其の地勢海況各種水族の回游棲息に適し、其の種類、數量豐富にして重要水産物のみにても凡そ百二十種に及び魚類七十五、貝類二十、藻類十五、其の他の水産動物十種を含めり。而して各海岸地勢海況等の關係上自ら重要水族の分布異れるが其の主なるものを摘記すれば東海岸に在りてはまいわし・めんたい・にしん・たら・ぶり・さば・ふか・はたはた・ます・わかさぎ・いか・かれい・ひらめ・くじら・ほたてがい・ほつきがい・たらばがに・ずわいがに・けがに・あわび・なまこ・わかめ・てんぐさ・こんぶ等にして、西海岸に在りてはぐち・えび・ひら・

さわら・にべ・あじ・かながしら・えい・まて・あさり・たちうお・しらうお・ひらめ・ぱんじい・あみ・ぼら・たい・こふか・たら・かき等を饒産す。又南海岸に在りては特殊の種族を産せずと雖も漁業上重要なる種族は概ね之を産し**かたくちいわし・さば・あじ・さわら・たい・たら・たちうお・はも・あなご・あこう・ぼら・あわび・さざえ・いがい・かき・のり・ふのり・かじめ・てんぐさ**等を主なるものとす。施政以來本府に於て**ぐち・にべ・まいわし・たらばがに・ずわいがに・けがに・いか・さば・めんたい**等の漁場探檢及淺海並に深海探檢又は海洋調査等漁場の開發上貢獻せし所尠からず。而して近時朝鮮型漁船の改良、機船漁業の勃興並に東海岸に於ける**まいわし**巾著網漁業及南鮮に於ける**さば**巾著網漁業の魚群探檢飛行の實施等に依り沖合漁業殷盛を極め更に進んで沿海州、渤海灣及支那海方面の遠洋漁場開拓の氣運に向ひ著しく漁場を擴大しつゝあり。之が爲本府に於ては此の沖合、遠洋出漁船の指導保護の任に當らしむる目的を以て昭和十年度より二箇年繼續にて優秀指導船照風丸を建造し昭和十一年十月より就航せしめ、更に昭和十三年度に於ては蘇聯沿海州沖合に於ける漁場の專門調査船北鷗丸を購入し七月より出動せしめたり。

第二節　漁業の種類

朝鮮舊來の漁業は其の種類三十餘種あり。就中重要なるは江原、慶北、慶南及全南に於ける**かたくちいわし**揮網漁業、防陣網漁業、同焚寄抄網漁業、咸北、咸南に於ける**めんたい**擧網、同刺網漁業、

同延繩漁業、咸南、慶南に於ける**たら**防簾漁業、咸北、咸南、江原、慶北に於ける**にしん**防簾漁業、同刺網漁業、同擧網漁業、慶南、全南竝に西海岸に於ける**ぐち**碇船網漁業及**たちうお**一本釣漁業、延繩漁業、黃海に於ける桁網漁業等にして其の他沿岸各地に於ける採藻業、慶南に於ける**たこ**釣及**このしろ**旋刺網漁業、咸南に於ける**はたはた**擧網漁業、平南、平北に於ける**えび**柱木網漁業、魚箭漁業、囊張網漁業及防陣網漁業、西海岸に於ける**えび**醢船網漁業、弓船網漁業及中船漁漁業、江原、咸南、咸北に於ける**にしん**擧揮罹網漁業、**さば**逐魚網漁業及**ほっけ**刺網漁業等稍々見るべきものあり。然るに明治十五、六年以來內地人の通漁稍々盛大となるや、南鮮地方の沿岸に於ては內地人間の**ひしこいわし**地曳網、同權現網、**さわら**流網、**たい**延繩、**さば**流網、潛水器等の運用漁具に依る漁業漸く起り、明治三十七年通漁條約の改締に依り、朝鮮全沿岸に亙り內地人の漁業を認めらるるや、通漁盛となり之と共に移住者亦漸次其の數を增し來れり。斯くて明治四十二、三年韓國併合前後よりは內地人經營の各種の漁業急激に發展し就中巾著網漁業、縛網漁業、大敷網漁業、角網漁業、桝網漁業等內地式の漁業盛況を來し、朝鮮人亦之に刺戟せられて自然發達の機運に向ひしを以て朝鮮在來の漁業は稍々其の面目を一新するに至れり。殊に打瀨網漁業、鮟鱇網漁業、流網漁業、地曳網漁業、延繩漁業等の如きは全く內地式を模倣し內地人の資本を仰ぎ漁船、漁具其の他の設備を整へ漁獲竝に其の處理方法等內地人と全然同樣に操業するに至れり。殊に近年に於ける機船漁業特に機船巾著網漁業及機船底曳網漁

業の發達は注目に値す。斯の如く朝鮮水産界革新の時機に遭遇したるを以て本府及地方廳に於ては各種漁業試驗、漁業傳習、漁業資金貸付、漁具、漁船の給與、或は其の補助等各般に亙り指導奬勵の方法を講じ夫々相當の成績を擧げたり。是等の施設は各種漁業に對する內地人の企業と相俟て朝鮮漁業の發達に貢獻し、延て漁業の種類漸次增加して、現在に於ては約百種の多きに達したるが其の主なるものを表示せば左の如し。

主なる漁業

漁業の名稱	延從業船數	漁獲高	主なる漁獲物
大臺網漁業	二八七隻	二、七八七、二〇四円	ぶり・さわら・ひらす・たちうお
其の他の定置漁業	九、五〇六	一六、九七三、〇六一	たら・にしん・まいわし・ぐち・えび・たちうお
地曳網漁業	一、三一四	一、四四三、二二二	まいわし・かたくちいわし
權現網漁業	九九二	三、一四一、一三三	かたくちいわし
打瀨網漁業	四四五	一、八一七、五四一	かれい・ひらめ・はも・あなご・えび
鮫鱶網漁業	七、六八七	一二、八九八、九八二	ぐち・にべ・えび・えい

漁業の名稱	延從業船數	漁獲高	主なる漁獲物
機船底曳網漁業	二四五隻	一二、八三五、八五五円	めんたい・かれい・ひらめ・たら・あかむつ・ぐち・たい・かに・ふか
機船巾著網漁業	三、一八六	四九、八四三、三六四	さば・あじ・まいわし
流網漁業	六、〇六六	一一、二四七、八七一	まいわし・さば・さわら・まながつお・ひら・ぐち・にべ
刺網漁業	四、七五六	七、〇二七、五二八	めんたい・にしん・ぐち
延縄漁業	一六、六四〇	一〇、五三一、四二一	たら・はも・あなご・さば・めんたい・たい・すずき・えい
一本釣漁業	八、五一九	一、七三九、八五八	たい・たちうお・ぐち・あこう・めばる
捕鯨漁業	八	七四二、六八四	ながす・しろながす
潜水器漁業	一八〇	七三二、四七四	あわび・なまこ・たいらぎ・いたちがい・いがい
裸潜漁業	一四八	一、五四六、七八一	あわび・さざえ・てんぐさ・ぎんなんそう・さくらそう
捕貝採藻漁業	一二、三〇四	五、八一〇、六〇三	あさり・はまぐり・かき・まて・あげまき・ふのり・わかめ・こんぶ

又魚種別漁獲高百萬圓以上のものを擧ぐれば**まいわし**五千四百七十八萬圓、**めんたい**二千百二萬圓**ぐち**八百十九萬圓、**さば**八百十六萬圓、**かたくちいわし**五百八萬圓、**たちうお**四百七十二萬圓、**にし**

ん四百五十八萬圓、えび三百七十五萬圓、たら二百四十五萬圓、かれい百九十三萬圓、あじ百七十四萬圓、わかめ百七十二萬圓、にべ百六十三萬圓、てんぐさ百四十八萬圓、たい百四十六萬圓、さわら百四十四萬圓、ふのり百二十萬圓、あなご百十二萬圓、ひらめ百八萬圓、たこ百六萬圓の二十種なり。

第三節　漁　船

現今朝鮮近海に於て主として使用する漁船の大部分は日本型及朝鮮型の帆船にして、其の他に機船及支那型戎克船あり。日本型漁船は日露戰爭前後より內地人漁業者の刺戟に依り朝鮮人の之を使用するもの漸く增加し、施政後大正七年迄本府は年々一萬圓を各道地方費に補助して一般水產業改良奬勵の資に充てしめたるが、各道亦朝鮮人業者に日本型漁船の普及を圖る爲漁船購入資金補助及貸付竝に船匠講習等を施行せり。尙昭和元年よりは八箇年準繼續事業として沖合漁船奬勵補助を開始し以て優良漁船の普及を圖り併せて沖合漁業の進展に資せんが爲國庫より各道地方費を通じて之を實施し來りたるも、財政の都合に依り昭和六年度迄にて中斷されしが昭和九年度以降更に之を實施することゝなりたるものにして、其の實績を擧ぐれば別表の如し。斯くて內地型無動力漁船は明治四十四年其の數三千十五隻なりしもの逐年增加して昭和十四年には三萬四千三百四十九隻に達し漁船總數の六割に當れり。然れども其の船質を見るに打瀨網、鮟鱇網、流網漁船等に於ては稍々見るべきものあるも未だ優良漁船の普及充分ならず、概ね小型漁船に止るを遺憾とす。朝鮮型無動力漁船は明治四十四年其の

數九千百七十隻なりしもの是亦漁業の發展と共に增加し、昭和十四年には一萬九千百七十九隻に達し漁船總數の三割四分に當れり。元來朝鮮型漁船は其の構造の脆弱、技工の拙劣、作業上の不便等其の性能日本型漁船と比肩し難きを以て僅に東海岸の一部を除くの外一般に增加率低きのみならず南海岸に於ては既に年々減少の傾向あるを見る。然れども朝鮮人漁民の經濟力及永年の慣習等に依り俄に捨て難きものあるに鑑み本府水產試驗場に於ては特に之が改良を研究し所謂改良型漁船として建造したるものを使用せしめ其の成績見るべきものあり、近時漸く普及せられつゝあるを見る。動力附漁船は明治四十二年頃**さば・さわら**流網機船一、二隻ありしも一時中絕し、其の後大正八年に發動機附漁船十隻を見たるに始まり昭和十四年には二千七百十八隻を數ふるに至り。更に近年**いわし**及**さば**巾著網漁業並に機船底曳網漁業の發達に伴ひ大型五十噸級の漁船の建造增加の傾向に在りて、今後沖合及遠洋漁業の進展に伴ひ漸次增加すべき見込なり。以上の外平北、平南に於て**えび**柱木網漁業の爲特に支那戎克船を使用するものあり、其の數詳かならざるも每年約三百隻に及ぶものゝ如し。

前記各種漁船は其の總數に於て年々平均千餘隻を增加し、明治四十三年一萬六千七百九隻なりしもの昭和十四年には五萬七千二百四十六隻に達せりと雖も朝鮮海漁場の現況よりすれば猶其の數甚だ少く船質亦一般に優良ならざるを以て將來其の數の增加と質の向上とを圖ることを要す。而して內地型漁船は從來船匠不足にして其の技工亦概して不充分なるとに因り多くは內地より移入したりしも近時鮮內造船業の進步に依り材料の一部を內地に仰ぐの外主として鮮內に於て造船せられ尙發動機船の如

きも其の大半は鮮内に於て建造せらるゝに至れり。

（別表）　年度別各道優良漁船奬勵補助實施表

道名	種別	昭和三年至昭和六年合計 補助隻數	昭和三年至昭和六年合計 補助額	昭和九年度 補助隻數	昭和九年度 補助額	昭和十年度 補助隻數	昭和十年度 補助額	昭和十一年度 補助隻數	昭和十一年度 補助額	昭和十二年度 補助隻數	昭和十二年度 補助額	昭和十三年度 補助隻數	昭和十三年度 補助額	昭和十四年度 補助隻數	昭和十四年度 補助額
京畿道	機帆	三二七隻	二一、四三七円	一三隻	二、〇〇〇円	一三隻	一、五一〇円	五二隻	一、六九〇円	二二隻	五、〇〇〇円	九隻	二、四七〇円	九隻	二、七二五円
忠清南道	機帆	四四二	二八、七八〇	一四	五、〇〇〇	四四	二、四五〇	三三	二、七二〇	二二	六、〇〇〇	二二	二、八七〇	二	三、一三〇
全羅北道	機帆	三三六	二六、二七三	二五	四、五〇〇	二六	二、九五〇	三三	二、八五〇	二四	三、〇〇〇	二二	二、八八〇	二	三、四二〇
全羅南道	機帆	二四〇	七〇、三七四	二五	四、五〇〇	二四	二、八〇〇	三三	三、八五〇	二三	三、〇〇〇	二二	二、八三〇	二	三、〇〇〇
慶尚北道	機帆	二九二	七二、六一三	二八	四、一〇九	二二	二、六六〇	三三	三、七〇〇	二二	二、六六〇	二二	二、八七〇	二	三、〇〇〇
慶尚南道	機帆	五四一	七二、九六六	二〇	四、五〇〇	八六	四、五〇〇	三三	三、五〇〇	二四	三、〇〇〇	二二	二、八七〇	二	三、〇〇〇
黄海道	機帆	六四一	四一、五三六	六	四、一九六	一六	五、〇〇〇	二六	四、〇四〇	二六	六、五五八	一〇	六、〇〇〇	二	三、九〇〇
平安南道	機帆	二四四	一八、九七六	一四	一、五〇〇	三一	二、六〇〇	二七	三、七〇〇	二二	二、五〇〇	七	二、七五〇	二	三、〇〇〇
平安北道	機帆	八〇三	三八、一七〇	五一	四、〇〇〇	二八	二、八三〇	二六	三、五〇〇	二一	二、五〇〇	二	二、六九〇	二	三、〇〇〇
江原道	機帆	一五七	五五、六四六	二三	三、三三五	一〇	三、三七〇	二四	三、九五〇	二二	二、四五〇	一	二、七三〇	二	三、〇七〇
咸鏡南道	機帆	五七七	四六、六二四	二五	二、八三〇	八〇	二、八三〇	二七	三、二七〇	二二	二、八七〇	二	二、八八〇	二	三、〇三〇
咸鏡北道	機帆	三四二	八〇、三九九	四五	三、〇〇〇	一五	二、六〇〇	二七	三、七〇〇	二二	二、六六〇	二二	二、八六〇	二	三、〇九〇
合計	機帆	二四六七	五七二、七九三	二四六	三八、九二四	一五七	三八、一七〇	二四六	三七、九六六	二六三	四一、五三六	八〇四	二七、一九六	二四	三八、〇二〇

備考　昭和七、八年度は財政の都合上中止せり

第四節　漁獲物の處理運搬及水産物冷藏

漁獲物は其の種類、漁獲時の狀況若は用途等に應じ鮮魚、鹽魚又は活魚として之を處理し市場に運搬す。鮮魚は碎氷と共に箱に詰込み重量百斤内外の荷造とし消費地に輸送するの外近時冷藏船を使用し内地各地に搬出するものあるに至れり。鹽魚は叺、箱、籠等に容れ或は船艙に散積と爲し、活魚は活洲を設備せる船舶に依りて運搬す。其の内地仕向のものは漁業者又は運搬者に依り主として發動機船を以て漁場及漁業根據地より直接下關其の他の地方に運搬販賣せらるゝものにして、特に近時活魚の搬出は注目すべきものあり。尚昭和十四年の運搬船は發動機船一千二百二十九隻、帆船内地型一千四百三十八千隻、朝鮮型一千百三十六隻、其の他百二隻合計三千九百五隻に達せり。

「漁業用氷に關しては之が配給の圓滑を圖らん爲昭和二年度以降昭和六年度に至る五箇年間水産物冷藏用製氷工場及貯氷庫の新設に對し國庫補助を行ひ之が設置を奬勵したる結果補助金總額十一萬四千七百二十七圓、十噸製氷工場十一、貯氷庫十九の建設を見、製氷藏事業の開發促進に資する所頗る大なり。」されど漁業の發達と共に漁業用氷は益々不足を來し殊に近來滿洲及支那方面への鮮魚の輸送激增し昭和十四年に於ては鮮魚の滿洲向輸出は三百九十五萬圓に達せる狀態にして氷の需要は益々增加し來りたり。其の間民間製氷事業は釜山、元山、清津等の集散地に發達したるも生産地の漁業用氷の配給は頗る圓滑を缺ぎ漁業發展上憂慮すべき狀態なりし處、「昭和十二年度以降漁業經營費低減施設補

助事業實施され、水産團體の製氷、冷藏、冷凍設備の設置に對しても補助金を交付することゝなり、之に依り昭和十二年度に製氷工場一件、昭和十三年度に製氷工場四件、冷凍工場一件、昭和十四年度に製氷工場三件、冷凍工場一件の補助施設を見此等工場は何れも低廉にして豐富なる漁業用氷の配給を目的とし着々其の業績を擧げつゝあり。今後斯種施設は益々增加すべく、殊に冷凍、冷藏設備に依りては凍魚の生産及鮮魚の生産及鮮魚の保藏を爲し鮮魚の配給を圓滑ならしめ且魚價の調節を圖る等其の水産業上に及ぼす影響大なると共に現下時局に於ける食料問題に寄與する所大なるものと期待せらる。從來南鮮方面に於ては製氷、冷藏設備比較的發達し魚價も內地の市價に接近する傾向にありしも他の地方に在りては製氷冷藏設備少く殊に西海岸に於ては適當なる保藏設備なき爲漁業の發達著しく遲れたるも今後此等諸設備の擴充利用に依り將來益々發展すべし。

第五節　販賣機關

水産物競賣市場は大正年間初期迄は專ら私人の營利事業として經營せられ而も之が監督の法備はらず、圓滑なる物資の集散に障害を及ぼすこと尠からざりしに依り、大正三年に至り總督府令第百三十六號を以て市場規則を發布し、委託を受け競賣の方法に依り水産物の販賣業を行ふ場所を魚市場とし其の經營竝に營業に付ては許可を要することゝせしが、昭和十五年十一月末現在に於ける魚市場數は二十三にして其の經營竝に營業許可を受けたるもの會社三、組合二、公共團體五、個人一、計十一、

經營許可のみを受けたるもの公共團體十二、營業許可のみを受けたるもの會社九、組合一、個人一、計十一なり。而して其の販賣に糶賣、算當賣、入札賣等の方法を用ひ委託者より手數料として、鮮魚は賣上高の一割乃至一割二分、鹽乾魚は三分乃至七分を徴收し、更に其の一割五分內外を仲買人に步戾金として交付す。荷主に對しては其の販賣代金中より、手數料及立替金を控除して即日又は翌日若は數日目に仕切す。又仲買人の買受代金の決濟は五日拂を普通と爲すも地方の慣習に依り毎月二十一日拂又は翌月一日拂と爲すもの等あり。通常仲買人より身元保證金を徴收す。而して昭和十四年の取扱高數量四千三百十二萬四千七十二瓩、價額一千三百七十七萬二百六十三圓を算せり。

水產物問屋業者は朝鮮にては古くより存在し、多くは水產物の外一般貨物を取扱ひ、貨物の集散に便なる場所には其の開設を見ざるなし。之を客主業と云ひ其の大なるものを旅閣と稱す。客主又は旅閣は漁業者又は荷主の委託を受けて仲買人又は小賣人に魚類を販賣すると共に、一面漁業者に資金を供給し、又買主若は荷主を宿泊せしめて其の仲介取引に便し、又荷主の爲に貨物保管に任ずる機關にして地方に依り古來一種の株と成れるを以て、新に該營業を開始せんとする場合には、賣買讓渡に依りて其の株を獲得するを例とし、各一定の勢力範圍を有し互に之を尊重して侵さず、客主は受託魚類に付荷主の指値あるときは之に依り、然らざる場合には各地の相場を標準として仲買人又は小賣人と折衝し其の値段を決定す。

近時漁業組合の普及發達に伴ひ其の施設事業として魚價の公正を維持し且漁利の增進を圖ると共に一面魚族の蕃殖保護に資するの目的を以て組合員及組合員外の漁獲物の委託販賣を施行するもの多きを加へ、水產物販賣機關の中心勢力を占め魚市場に代替し逐年顯著なる成績を收めつゝあり。而して委託販賣事業の經營は生產者及消費者の福利增進を主とし、其の販賣設備、仲買人及販賣の方法等は魚市場に於ける取扱と殆んど同一の方法に依るも可及的經費を縮減して手數料の輕減を圖り出荷の奬勵に努めつゝあるを以て、漁業者の漁獲物販賣上の利益極めて甚大なるものあり。昭和十四年度末漁業組合總數二百三中、委託販賣を施行するもの百九十九組合、其の取扱高九千二百萬圓に及べり。

此の外鮮魚の販賣には所謂魚類運搬業者あり。本業者は主として下關其の他內地に根據を有し、漁業者の要求に應じ漁獲物の引渡を條件として相當の漁業資金を貸付し、漁期中常に運搬船を漁場に廻航し漁獲物の引渡を受け、又は特に買收して之を內地に運搬販賣しつゝあり。

第六節　漁　港

朝鮮沿岸の地勢は頗る屈曲に富み到る處島嶼散在して自ら港灣を形成し、船舶の出入繫泊に好適の地多く漁業根據地として使用せらるゝ港灣約三百箇所を有すれども、其の多數は天然の形成に放任して絕えて人工を加へず。是蓋し當時に於ける漁業は甚だ幼稚にして漁船の碇繫、漁獲物の配給上完全なる漁港を要求すること切實ならざるものありしに因るべきも、年々港灣の不良に因る漁船の遭難甚

だ多く、船體の損傷極めて多數に上るのみならず死傷者亦尠からざる狀態にして殊に昭和五年、昭和八年、昭和九年及昭和十一年の暴風は何れも近年稀有の慘鼻を極めたりしが、沖合及遠洋漁業の發達に伴ひ遭難漁船數も年々增加の傾向を有するのみならず、漁獲物の配給、大型漁船の增加に伴ひ相當の設備を有する漁港の修築を要すること極めて緊要事たるに至れり。

茲に鑑み本府は北鮮の要地清津に完備せる漁港を修築すべく總工費百三十八萬圓を投じ、昭和八年工を起し既に第一期及第二期工事を完了せるが該完成地域には水產關係の會社、團體相踵いで工場其の他の施設を爲し港頭一偉觀を呈するに至れり。尙水產業の躍進に伴ひ漸次其の地域狹隘を告ぐるに至りたるを以て清津府に於ては昭和十二年度十八萬圓、昭和十三年度二十萬圓、昭和十四年度十五萬圓の工費を以て第三期工事を完成し水產業の開發に偉大なる貢獻を爲しつゝあり。

然れども全鮮的に見るときは港灣の設備他に見るべきもの極めて少く大正元年以降地方費、府、邑面等地方團體の企業に對し國庫より相當の補助金を交付し緊要なる箇所より漸次完成に努めつゝありたるも其の施設は財政の都合上尙姑息的にして所期の目的を達するに至らず、其の組織的に計畫を定め修築を行ふに至りたるは大正十一年度以降の事に屬す。其の漁港修築の實績を概記すれば左の如し。

（一）　國費にて修築したるもの

내용누락

p. 19-26

同	釜山薩摩堀船溜整理其ノ他工事	昭和九年度	一五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	釜山府	府負擔 一〇〇、〇〇〇
全羅南道	濟州港（擴張）	自昭和六年度至昭和八年度	三三〇、〇〇〇	一三五、〇〇〇	濟州邑	道費負擔 邑負擔 六七、五〇〇 六七、五〇〇
同	翰林港	自昭和六年度至昭和七年度	二二〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	道費	道費負擔 寄附 四〇、〇〇〇 二〇、〇〇〇
全羅北道	群山漁港	自昭和六年度至昭和七年度	二二〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	群山府	府負擔 道費負擔 四〇、〇〇〇 二〇、〇〇〇
同	於青島港	昭和九年度	三三〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	道費	道費負擔 二〇、〇〇〇
忠清南道	大川港	同	一九九、〇〇〇	九九、五〇〇	同	同 九九、五〇〇
黃海道	釜浦港	自昭和六年度至昭和八年度	一〇〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	地方費	同 五〇、〇〇〇
平安南道	鎭南浦漁港	同	六七、九三八	三四、九六九	同	同 三四、九六九
同	老江鎭港	昭和九年度	一〇〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	道費	同 五〇、〇〇〇
平安北道	登串港	同	九〇、〇〇〇	四五、〇〇〇	同	同 四五、〇〇〇
計	二四港		四、六七二、九三七	二、六三五、四六九		道費負擔 府負擔 寄附 邑負擔 一、六二三、八六八 三二〇、〇〇〇 四八、一〇〇 六七、五〇〇

（五）時局應急施設として國庫補助を與へて修築したるもの

道名	港灣名	施行年度	總工費	國庫補助	事業主體	備考
江原道	東草港	自昭和七年度至昭和九年度	一七〇、〇〇〇円	二七、〇〇〇円	道費	道費負擔 四三、〇〇〇円
同	汀澗港	自昭和七年度至昭和八年度	一六、〇〇〇	二、〇〇〇	同	同 四、〇〇〇
慶尙北道	丑山港	同	七一、七五八	三五、五六〇	同	同 寄附 三五、一九八 一、〇〇〇
慶尙南道	大邊港	同	一〇〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	同	道費負擔 五〇、〇〇〇
全羅南道	於蘭鎭港	同	七四、〇〇〇	三七、〇〇〇	面費	面負擔 三七、〇〇〇
忠淸南道	大川港	同	一一六、〇〇〇	五八、〇〇〇	道費	道費負擔 五八、〇〇〇
黃海道	大靑島港	昭和七年度	二〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	道費	道費負擔 一〇、〇〇〇
平安北道	登串港	自昭和七年度至昭和九年度	五九、九六八	三〇、〇〇〇	同	同 二九、九六八
計	八港		六三七、七三六	三五九、五六〇		道費負擔 面負擔 寄附 三三〇、一六六 三七、〇〇〇 一、〇〇〇

（六）地方振興土木事業として國庫補助を與へて修築したるもの

道名	港灣名	施行年度	總工費	國庫補助	事業主體	備考
江原道	厚浦港	自昭和十一年度至昭和十二年度	七〇、〇〇〇	三六、〇〇〇	道費	寄附道費負擔 一七、五〇〇
慶尙北道	浦項港（擴築）	自昭和十一年度至昭和十二年度	三六〇、〇〇〇	一八〇、〇〇〇	同	寄附道費負擔 一七〇、〇〇〇 一〇、〇〇〇
慶尙南道	三千浦港	自昭和十一年度至昭和十二年度	一八〇、〇〇〇	九〇、〇〇〇	同	寄附道費負擔 七〇、〇〇〇 二〇、〇〇〇
全羅南道	巨文島港	自昭和十一年度至昭和十二年度	一九七、〇〇〇	九八、五〇〇	同	寄附道費負擔 七八、五〇〇 二〇、〇〇〇
黃海道	海州港（擴築）	自昭和十一年度至昭和十二年度	五〇〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	同	道費負擔 二五〇、〇〇〇
咸鏡北道	龍台港	昭和十二年度	五六、〇〇〇	三九、二〇〇	同	道費負擔 一六、八〇〇
計	六港		一、三六三、〇〇〇	六九二、七〇〇		寄附道費負擔 六〇三、八〇〇 六七、五〇〇

（七）地方土木工事として國庫補助を與へて修築したるもの

道名	港灣名	施行年度	總工費	國庫補助	事業主體	備考
慶尙南道	彌助港	自昭和十三年度至昭和十三年度	八〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	道費	寄附道費負擔 三三、〇〇〇円 八、〇〇〇
全羅南道	摹瑟浦	昭和十三年度	七七、〇〇〇	四六、二〇〇	同	道費負擔 三〇、八〇〇

道名	港灣名	施行年度	總工費	國庫補助	事業主體	備考
全羅南道	翰林	同	三三、〇〇〇	一九、八〇〇	道費	道費負擔 一三、二〇〇
咸北	清津漁港	自昭和一三年度至昭和一四年度	五三〇、〇〇〇	一四二、五〇〇	清津府	府負擔 三八七、五〇〇
慶北	浦項港	昭和十四年度昭和十五年度	七〇、〇〇〇	三五、〇〇〇	道費	道費負擔 三五、〇〇〇
計	五港		七八〇、〇〇〇	一八三、五〇〇		道費負擔寄附 七六、〇〇〇 八、〇〇〇

（八）地方土木工事として國庫補助を與へて修築中のもの

道名	港灣名	施行年度	總工費	國庫補助	事業主體	備考
全羅南道	濟州港	昭和十四年度	五五〇、〇〇〇	三八五、〇〇〇	道費	道費負擔 一六五、〇〇〇
忠清南道	長項港	自昭和一三年度至昭和一六年度	二、三五〇、〇〇〇	一、五七五、〇〇〇	同	道費負擔 六七五、〇〇〇
黃海道	海州港	自昭和一二年度至昭和一六年度	一、三七〇、〇〇〇	六八五、〇〇〇	道費	道費負擔 六八五、〇〇〇
咸北	羅津港	昭和十五年度	三三〇、〇〇〇	三三〇、〇〇〇	羅津府	全額補助
計	四港		四、四〇〇、〇〇〇	二、八七五、〇〇〇		道費負擔 一、五二四、五〇〇 府負擔 三八七、五〇〇

第七節　漁業資金

漁業者の最近に於ける漁業投資額に就ては、今茲に詳細なる調査を缺くと雖も統計其の他の材料を基礎として之を推算するに漁船三千三百萬圓、漁具千五百萬圓、運轉資金千百萬圓、合計五千九百萬圓の巨額に達すべし。而して右投資額中經營者の自己資金と目すべきものは、大體二千七百萬圓にして他の三千二百萬圓は借入金なり。而して其の借入金中漁業組合、朝鮮銀行、朝鮮殖產銀行、東洋拓殖株式會社、金融組合、道費又は朝鮮內魚市場の貸出に係る比較的低利と目せらるゝもの約二千八百萬圓を除く、五百萬圓は地方金貸業者又は魚問屋業者或は魚類運搬業者の貸出に係り、少くとも年三割以上の高利を以て借入るるか、又は無利子を標榜するも債務者の漁獲物は之を債權者に引渡すの條件に依るものにして常に市價に比し安價に引取らるゝを以て事實に於ては高利に相當し、漁利の大部分は之等の者に壟斷せられつゝあり。飜つて漁業の狀態より見るに近時動力附漁船に依る稍々大規模の漁業發達し、從つて之が漁業者は運轉資金の融通比較的容易に行はれつゝありと雖も尙沿岸の小漁業者大部分を占め、而も之等の小漁業者は資力薄弱にして、勢ひ前述の如く高利債の桎梏を免るゝことを得ず、常に負債の償還に追はれ生活の安定を得ざる者尠からざる狀況に在り。之に對し本府に於ては低利資金の融通を圖り漁業の發展と漁業者の福祉を增進せしむる目的を以て、漁業組合又は水產組合の擴充を促し之等組合をして資金をして、資金の造成に努めしむるは勿論一面預金部低利資金等の融通に努めつゝある所にして、漸次良好なる成績を擧げつゝあるも未だ全般に亙り之が施設の徹底を見るに至らざるを遺憾とす。漁業資金供給系統を示せば左の如し。

漁業資金供給系統圖

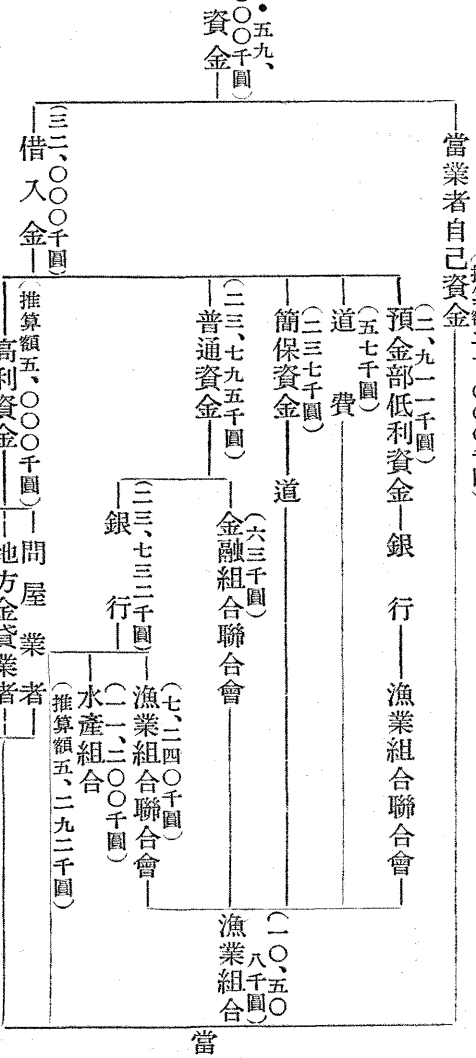

（註）簡保資金とは朝鮮簡易生命保險積立金資金預入に依る預金部資金を謂ふ

第八節　漁業經營費低減施設

燃料國策の樹立に伴ひ昭和十二年度より漁業用燃料重油の輸入稅の免除制度撤廢せられ、從つて之に因る油價の騰貴は漁業者の負擔を急激に過重ならしむるのみならず延ては朝鮮水産業の消長に及ぼす影響甚大なるものあるに鑑み之に對應し更に斯業一層の發展を期せんが爲昭和十二年度以降十年間

毎年約四十萬圓（初年度は二十三萬圓）の國費を支出し漁業經營費低減施設の實施を助成することゝなり、之が運用の實を擧ぐる爲昭和十二年十一月六日朝鮮總督府令第百七十三號を以て朝鮮漁業經營費低減施設補助規則を發布し即日施行を見たり。而して其の事業の內容は漁船用重油發動機の優良化を圖る爲其の購入及据附に要する費用、漁船の能率增進の爲必要なる漁船の改裝を勸奬する爲之に要する費用、漁業用燃料油貯藏設備を充實する爲其の新設、增設、改設又は購入に要する費用、漁業用製氷冷藏設備の普及を圖る爲其の新設、增設、改設又は購入に要する費用、漁船乘組機關士の養成に資する爲之に要する費用等に對して夫々補助金を交付する方法に依りたるが、尙本事業は朝鮮水產業の現狀に照し極めて重要性を有する事業なるに鑑み昭和十三年度よりは更に五項目の補助施設を附加し以て中小漁業者の經濟を緩和し本補助事業の完璧を期することゝなり、昭和十三年五月十一日朝鮮總督府令第九十六號を以て右補助規則中一部を改正し之に基き實施中なり。而して新規に附加せられたる事業は毎年約二十萬圓の國費を支出し各施設の實施を助成するものにして、其の內容は漁業用運搬船の普及を勸奬する爲之が建造又は購入に要する費用、漁業用燃料油運搬船の普及を勸奬する爲之が建造又は購入に要する費用、漁業用冷凍設備の普及を圖る爲其の新設、增設、改設又は購入に要する費用、漁船の船體又は機關の修理設備を充實する爲其の新設又は增設に要する費用、漁業用品の共同購入施設又は水產物の委託販賣施設の改善を圖る爲之に要する費用等に對して補助金を交付するもの

なり。而して本令の適正なる運用に依り漁業者の利益を増進し斯業の振興に資し以て漁業經營費の低減を具現し其の目的達成に萬全を期しつゝあり。昭和十四年度の補助實績左表の如し。

昭和十四年度漁業經營費低減施設補助實績

種別	補助狀況 件數	補助金額	備考
大型燒球機關「ヂーゼル」化補助	七件	六一、三〇〇円	
小型燒球機關優良化補助	二三	六六、五三〇	
機關士養成費補助	一	一三、〇〇〇	
燃料油貯藏設備費補助	四	二一、四五四	
製氷冷藏設備費補助	三	一二六、八九七	
漁船改裝費補助	三	四、四〇〇	
指導員設置費補助	一二	三四、四七三・二〇	
重油運搬船建造費補助	一	三〇、〇〇〇	

漁獲物運搬船建造費補助	三	二八、五九八	
冷凍工場設置費補助	二	四九、一一七	
水産團體販賣購買事業改善施設補助	一	八、八〇〇	
合計	六〇	四四四、五六九・二〇	

第九節　漁村振興

施政以來本府は各種施設の擴充に依り半島水産業の發展を圖ると共に沿岸漁村に漁業組合の設立を勸奬して之が合理的活動を促し、以て鋭意漁村の堅實なる發達に努め來りたるも、現下朝鮮に於ける漁村大衆の民度は極めて低く從つて時代の進運に順應する漁村の發展向上は到底之を漁村自體の力にのみ期待し得ざるのみならず、由來漁業は其の業態上相當の危險を伴ふを以て漁民は動もすれば刹那的享樂に耽り勤儉力行の精神に乏しく恒心齊家の責任觀念に缺くる風なしとせざるを以て、萬一の不漁、遭難等に際しては殆んど再起の餘力を有せず忽にして生活の道を失ふに至る者少しとせざる狀態に在り。

玆に於て本府は昭和八年農山村と共に朝鮮統治の根幹とも稱すべき統治史上未だ曾て見ざる劃期的の施設として、漁村の振興、漁家更生の一大振興運動を提唱し、爾來半島の上下を擧げて本運動の遂

行に邁進し來れるが、更に昭和十年漁村に於ては其の特殊性に鑑み漁村獨自の振興計畫を實施することゝし、半島全面に亙る漁家更生指導部落十年擴充計畫を樹立するに至れり。即ち今之が施設の概要を述ぶれば全鮮一千八百十二の漁村部落に對して年々漁家更生指導部落を設定し、此等指導部落に於ける貧窮漁家戸々の五箇年更生計畫を樹立せしめ、以て精神的自覺自醒を基調とする物心一如の更生指導を加へんとするものにして、特に又漁家は其の主たる經濟が金錢經濟に依存し且其の業態も他に比し一層自然の危險性多く經營上の不安尠からざる實情に在るを以て、漁家更生の指導目標を「現金收支の均衡」、「負債の根絶」、「備荒貯蓄」の三點に置くと共に之が第一線に於ける指導も亦主として漁業組合をして行はしむることゝせり。斯くて本施設の圓滑なる遂行を圖る爲昭和八年度より特に漁業組合共同施設費として年額四萬圓の國庫補助金を支出し、又昭和十一年度より漁業組合の漁村振興指導職員設置費として三萬圓を補助する外、中堅人物の養成に關する各種施設等に對しても夫々國庫補助を爲し之が助成に努め、漁業組合を中心とする關係公私機關の協調と官民一致の總努力とは今や全鮮の津々浦々に到る迄漁村振興、漁家更生の氣運を横溢せしめ、或は漁業經營の改善に或は兼業副業の改善奬勵に其の他生活風紀の改善等自力共勵以て半島の漁村を眞に浦安の樂土たらしむべき本事業の崇高なる理想は着々其の實現を見つゝあり。昭和八年以降に於ける本施設に基く漁家更生進捗狀況を示せば次の如し。尙國民總力運動の展開に依り從來の漁村振興運動は該運動に包攝せられたるを

以て新體制の理念に基き今後漁家更生の指導方針に再檢討を要請せらるゝに至れり。

漁家更生計畫進捗狀況調

區分 / 道別	漁業組合數	漁村 部落數	昭和十四年度迄ニ於ケル既更生部落及漁家戸數 指導部落數	昭和十四年度迄ニ於ケル既更生部落及漁家戸數 戸數	昭和十五年度ニ於ケル擴充更生指導部落及漁家戸數 豫定 部落數	豫定 戸數	實施 部落數	實施 戸數	計 部落數	計 戸數
京畿道	八	三九	一四	三三七	三	五七	二	三二	一六	三六八
忠清南道	三	八三	二〇	六三三	八	三二九	七	二八五	二七	九一八
全羅北道	七	四八	三九	八二七	四	七八	五	六八	四四	八九五
全羅南道	四四	三九八	二五八	五、〇五三	四一	一、八二四	四八	一、二六四	二〇六	六、三一六
慶尙北道	一三	一二三	六三	一、五六二	一九	五一五	一五	五三五	七八	二、〇九七
慶尙南道	三五	三六八	一四五	三、四九九	三九	一、二九七	四三	一、〇六三	一八七	四、五六一
黃海道	一五	一二九	四九	一、〇五七	一〇	三九五	八	三一七	五七	一、二八四
平安南道	一	五九	二五	五四三	五	八五	二	三五	二七	五七八

區分／道別	漁業組合數	漁村部落數	昭和十四年度迄ニ於ケル既更生部落及漁家戸數 部落數（指導）	戸數	昭和十五年度ニ於ケル擴充更生指導部落及漁家戸數 豫定 部落數	戸數	實施 部漁數	戸數	計 部落數	戸數
平安北道	二	九二	五四	九二三	五	八〇	五	三六	五九	九五九
江原道	一八	一六八	九九	一、八二九	一九	四九一	一九	三八〇	一一八	二、二〇九
咸鏡南道	三	一八六	九四	一、九一三	一八	四六三	一九	四七五	一一三	二、三八七
咸鏡北道	一九	一三三	七一	九一〇	一四	二一七	一四	二〇一	八五	一、一一一
合計	二〇五	一、八一四	八三一	一九、〇八四	一八五	五、八二〇	一八六	四、五九九	一、〇一七	二三、六八三

第十節　漁家の副業

朝鮮漁業の全般に就て見るときはその發達顯著なるものありと雖も、猶局部的には規模小且技術幼稚にして地先沿岸漁業に從事するもの尠からざるを以て比較的閑散期を有すると共に其の收益亦少く殊に西朝鮮の如く沿岸凍結し、或は解氷に際し流氷を見る地方に在りては、全く漁業を爲す能はざる時季ある等の關係上、本業のみにては生計を支持し難く從て副業を營む者比較的多く且其の種類亦多種に亙れり。而して漁民は往時農民より轉化したるもの多き關係上、農業に從事する者大部分を占め

たりしが、併合以來各種産業上の施設奬勵に伴ひ漁家の副業にも自ら變遷を見るに至れり。其の主なるものを擧ぐれば、養蠶、養豚、養鷄、各種農産加工、漁具の製作、回漕業の兼營、雜貨販賣等にして、之が副業を營む漁家の數は、各其の總數に對し內地人は四割、朝鮮人は六、七割に相當するものと推せらる。漁家の副業に就ては從來自然の發達に委ね、何等施設する所なかりしも漁民經濟の緩和を圖り、勤儉力行の美風を涵養する爲緊要なるを以て近時朝鮮に於ける農山漁村の振興運動に伴ひ各道に於ても有利適切なる副業を調査選定して益々之が普及を圖りつゝあり。

第十一節　漁業處分及取締

明治四十二年舊韓國政府時代に於て漁業法及其の附屬法規を制定實施せしが不備の點尠からざりしを以て、明治四十四年六月制令第六號を以て新に漁業令を制定公布し、同時に漁業令施行規則其の他の附屬法規を發布し翌年之を施行せり。然るに漸次漁業の發達と社會各般の事情の變遷とに伴ひ、同令も亦幾多の不備缺陷を生じたるを以て昭和四年一月朝鮮漁業令を制定し、次で附屬法規全般に涉りて改正を加へ、昭和五年五月一日より之を施行せり。現行令に於ては免許を受くべき漁業を六種、許可を受くべき漁業を十六種とし、其の他の漁業に付ては總て屆出を要することゝせり。而して漁業權は免許を受くることに依りてのみ設定し得るものにして、之を物權として土地に關する規定を準用し漁業權及之を目的とする權利竝に入漁に關しては、登錄制度を設け、其の權利の確保を圖り、漁業權

の存續期間は、之を二十年以内とし從來の更新免許制度を廢して延長許可制度に改め以て財産權としての價値の增進を圖れり。而して舊令公布の當初より免許漁業は總て朝鮮總督の免許を受くることゝなしたるが、中途事務簡捷竝に地方分權の主義に則り、特殊の事情あるものを除くの外は其の處分を道知事に委任することゝし、朝鮮漁業令に於ても亦此の方針に依り、專用漁業のみを朝鮮總督の權限とし其の他の漁業は總て其の處分權を道知事に委任したり。許可漁業は捕鯨漁業、「トロール」漁業、工船漁業、機船底曳網漁業、潛水器漁業及機船巾著網漁業の六種に付ては朝鮮總督、其の他の十種に付ては、道知事の許可を受くるを要し、許可の期間は許可の際行政官廳之を定むることゝせるが、捕鯨漁業、「トロール」漁業及工船漁業は規模大にして資本的企業に屬し、相當長期間の安固性を要するを以て之を十年以内とし其の他の漁業は五年以内と限定せり。屆出漁業は總て之を道知事に屆出でしむることゝし、屆出の有效期間は三年以内に於て屆出受理の際道知事之を定むることゝせり。免許漁業及許可漁業の出願又は申請に對する處分は、獨り漁業者の利害休戚に關するのみならず、公益上至大の關係あるを以て、極めて其の處分を愼重にし、虛業者を排除するの方針を採り來れる結果、漁業の經營漸次眞摯に赴き漁業に關する諸法規の完備と相俟つて、一層斯業の向上發展を見るに至れり。而して明治四十二年以降昭和十四年末に至る漁業處分件數は、免許漁業出願六萬百六十五件中免許件數は二萬四千二百九十一件、許可漁業申請三十七萬六千二百八十五件中許可件數は三十四萬一千八百

二十八件、屆出漁業三十萬四千六百五十一件に達せり。

水産動植物の蕃殖保護に關しては、明治四十四年六月漁業令と同時に漁業取締規則を發布し、之が取締上諸種の禁令を設け、其の後屢々之を改正整備したるが、近時斯業の急速なる發達に依り、猶實狀に適合せざる點尠からず。茲に於て昭和四年一月朝鮮漁業令制定公布と同時に、新に朝鮮漁業保護取締規則を發布し、濫獲酷漁に渉る漁具、漁法は之を制限又は禁止すると共に、從來各道取締規則中に規定せられたるものにして、朝鮮に於ける代表的又は各道共通的のものに付ては、朝鮮漁業保護取締規則中に統一規定し、其の漁場、漁期又は體長等に關しては、採捕上一定の制限を加へ、同時に河川漁業の保護に付ては、遡河魚類の通路を害すべき工事を取締るの規定を設けたり。又魚族の蕃殖保護及漁業取締上極めて有害なる有毒物、爆發物又は電流を使用して爲す漁業の禁止に關する規定を整備し、之が違反者に對する制裁を一層嚴にしたり。尙同規則中に規定するものゝ外、特に一地方に限り水産動植物の蕃殖保護上、之が取締の要あるものに付ては、大正六年五月制定せられたる各道漁業取締規則の改廢を行ひ、以て一層之が取締を適正周到ならしめ、漁利を永遠に保持するの途を講じたり、又漁業制限の顯著なるものを擧ぐれば捕鯨漁業に付ては明治四十年韓國政府に於て、捕鯨管理法を發布し、漁期、根據地及漁法等を制限し、爾來多少の改廢を經て今日に於ては捕鯨船數を十二隻に定めたり。「トロール」漁業に付ては大正元年及同二年に禁止區域の改正ありたるも、今尙朝鮮に於て

は從業を見ず。機船底曳網漁業に付ては、從來其の許可に當り船數を制限し、禁止區域を定め、以て沿岸漁業者との衝突を防ぎ蕃殖保護を圖る所ありたるが、從來道處分に屬したるを以て、各道別に夫夫操業區域竝に許可隻數を制限規定せられたる爲、漁業の性質上操業區域狹隘に失したるを以て、朝鮮漁業令施行と同時に之を擴張し、全沿岸を六區に分ち、各區に於ける許可數を限定し、同時に從來の禁止區域の一部を變更規定せり。其後昭和十五年三月漁業の實態を考慮し西鮮兩區を一區域に變更し全鮮を五區の操業區域に改めたり。從つて朝鮮に於ける本漁業は、內地に比較し、極めて合理的に且順調なる發達を見つゝあり。潛水器漁業に付ては從來操業區域を全沿岸を三區に分ちて各區に於ける許可數を定めたるも、現今の實況に應じ更に之を四區に改め、臺數の整備と漁獲物の統一を圖りたり。尙新に工船漁業に關する許可制度を設け、定限數を五隻とし昭和五年鰮工船漁業の出現を見るに至りたるが、昭和十年に至り廢業せり。

漁業取締に從事する警備船は汽船四隻、發動機船十七隻を全鮮各沿岸要地に配屬し、一般海上警備と共に不正漁業の取締に當らしむることゝし、尙慶尙南道及全羅南道には漁業取締船を備へ專ら沿岸及沖合漁業の取締に當らしめ、其の他各道水產試驗船をして漁業取締をも兼ねしめつゝあり、又昭和二年度に於ては從來各道に於て沖合の取締を至難とせられたる缺陷を補はんが爲本府に漁業取締船朝風丸を建造し主として沖合漁業の取締に從事せしめ前者と相俟つて其の完璧を期することゝせり。尙

昭和十一年度竣功せる遠洋漁業保護監視船照風丸亦漁業取締の任を兼ねつゝあり。

第三章　養殖漁業

朝鮮在來の養殖漁業としては、全羅南道の光陽及莞島、慶尙南道の河東等に於ける**のり**養殖漁業のみにして何れも百數十年前の創始に係れるも、其の區域、產額等に付ては何等文獻の徵すべきものなく詳かならず。

日淸、日露の兩役を前後にして內地より通漁及移住者等の出現を見たるが漸次之が增加と共に養殖漁業の有望なるに着眼する者ありて、明治四十三年以來咸鏡南道の**かき**、忠淸南道及京畿道の**あげまき**、全羅南道、慶尙南道の**のり**、**かき**、**はいがい**及**もがい**等の養殖を企圖する者簇出したるも、氣候風土を異にする朝鮮に於て、內地式養殖法を其の儘採用したる關係上、所期の成績を擧ぐるに至らずして其の多くは中途廢棄の已むなきに至れり、然るに之と相前後して、本府は地方廳と共に淡水に於ける各種の養殖試驗を開始し、爾來斯業の改良發達に努めたる結果次第に產額を增加しつゝあり。養殖漁業の概要を各種類別に述ぶれば左の如し。

一、のり

朝鮮に於て在來より行はるゝものにして養殖漁業と稱すべきものは、**のり**の養殖のみなり。**のり**の

養殖は**かき**のそれと共に朝鮮に於て最も普及性大なるべきを豫想し之が助長奬勵に付本府は道費に對し昭和二年度より十箇年間總額四十二萬圓の國庫補助金を交付する計畫を樹て年次之を實施したる結果其の成績良好なりしと雖も猶未開發の漁場頗る多く、更に適地適種による合理的開發を爲すべく昭和十一年度より十箇年計畫を以て、更に**あさり**、**はまぐり**、**かき**の養殖と共に國庫より道費に對し補助金を交付することゝし、斯業開發助長に努めつゝあり。

養殖方法としては、朝鮮在來の簾式、內地にて廣く行はるゝ株筏、一本筏及全羅南道水產試驗場考案に係る浮筏式竝に本府水產試驗場考案に係る西鮮型浮筏式あり。簾式及浮筏式最も廣く行はれ株筏、一本筏之に次ぎ西鮮型浮筏式亦其の長所を認められ西海岸各道に於て漸次普及しつゝあり。尙この他天然の岩礁に附着する所謂**いわのり**を增殖する爲**セメント**床を築造する方法行はる。

乾**のり**の製造方法としては朝鮮在來式及內地改良式を採用せるが朝鮮在來式に依るものは內地に移出せらるゝものなきに非ずと雖も其の數量は僅少にして主として鮮內の需要を充し、內地改良式に依るものは內地、臺灣、滿洲及北支方面に販路遍く、其の內大判物は主として關西、四國及九州方面に需要多く小判物は關東方面に仕向けらる。大判及小判の製造割合は內地各產地に於ける豐凶に應じ消長ありと雖も大阪市場向の大判海苔大部分を占む。生產額は年々激增し大正七年には僅かに四萬八千圓に過ぎざりしが昭和十四年には七百六十二萬圓に及び朝鮮に於ける重要產業たる地位を

占むるに至れり。而して其の主なる生産地は全羅南道の莞島、光陽、長興、高興、康津、海南、麗水及珍島の八郡、慶尚南道の河東及東萊の二郡、忠清南道の舒川、保寧及瑞山の三郡、黃海道の甕津郡、慶尚北道の鬱陵島（**いわのり**）等にして全羅南道、黃海道及慶尚南道の三道に於ては生産檢査を施行して品位の維持と取引の便に努めつゝあり。

增殖補助開始以來每年の補助額、補助施設面積を擧ぐれば次表の如し。

のり增殖奬勵補助實施表

種別＼年度別＼金額及面積	自昭和二年度至同十年度合計	同十一年度	同十二年度	同十三年度	同十四年度	同十五年度
のり 國費交付額	一三四、〇四〇円	一四、九〇八	一四、八六三	一一、三〇〇	一三、六五〇	八、五六九
のり 補助金額	一八五、一九一円	一八、二六八・三〇	一八、五三四	一四、二四九	一五、八一五	二二、一五六
のり 補助面積	二六、七九〇・九反	三、〇四八・九	二、二〇〇	一、二七三	八四四	六〇七、五
いわのり 國費交付額	二七、五四五円	六、〇一〇	五、六五〇	二、六七五	八〇〇	五四〇
いわのり 補助金額	三一、二六二円	六、四一〇	六、〇五〇	三、〇七五	八〇〇	五四〇
いわのり 補助面積	一五四・五反	三一・七一	二八、五	一三	三	一・五

二、かき

咸鏡南道永興灣及平安北道多獅島近海に於ては常時水面下に粗笨的に養殖せられ全羅南道海倉灣及蟾津江口等に於ては干潟地を利用し、畦立、石撒又は貝殼撒を行ひ、慶尙南道加德灣及辰橋灣附近其の他に於て更に進んで集約的養殖を爲すものあり。尙永興灣に於ては近年垂下式養殖法の普及を見つゝあり。前記**のり**と共に昭和二年度以來補助金を交付して斯業の奬勵に努め來りたるが更に昭和十一年度より更に十箇年繼續事業として**のり**、**あさり**、**はまぐり**の養殖と共に國庫より道費に對し補助金を交付して斯業開發の助成に努めつゝあり。補助開始以來の毎年の補助額、施設面積を擧ぐれば次表の如し。

かき增殖奬勵補助實施表

年度別 / 金額及面積	自昭和二年度至同十年度合計	同十一年度	同十二年度	同十三年度	同十四年度	同十五年度
國費交付額	一三一、九八〇円	九、三七〇・〇〇	一〇、八一八・〇〇	一六、三三〇・〇〇	一六、九九〇・〇〇	一六、三六五・〇〇
補助金額	一四八、一六六・九四	一二、七九八・三〇	一三、一一七・〇〇	一八、二一五・〇〇	二一、五八九・〇〇	一九、四六〇・〇〇
補助面積	四五、三三四・六〇	四、四三一・五〇	三、二四二・〇〇	二、九九三・六〇	二、八五五・八〇	二、七三八・五〇

三、あさり、はまぐり

南海岸及西海岸の干潟地は**あさり**、**はまぐり**其の他の貝類の養殖適地に富むと雖も從來は天然に產

するものを採捕するに止り、之が養殖施設を爲すもの少かりし爲需要の增加に伴ひ濫獲の傾向を生じ各所とも貝形の倭小化と產額の減少とを見つゝあるに鑑み、之が養殖設備の完備と、未開發漁場の開拓を圖るを目的とし、昭和十一年度より十箇年繼續事業として、**のり**、**かき**の養殖と共に、道費に對し、國庫より補助金を交付し以て斯業の助長奬勵に努むることゝせり。

あさり、**はまぐり**增殖奬勵補助國費交付額調

種別＼年度別	昭和十一年度	同十二年度	同十三年度	同十四年度	同十五年度
あさり	一、一四五円	一、三九四	一、五九〇	二、三八〇	二、五五五
はまぐり	一、〇七〇円	一、一九〇	二、一三〇	一、八九五	一、二九五

四、てんぐさ

寒天の製造原料たる**てんぐさ**は東南海岸に於て漁獲せられ年產額五百四十六萬疋百四十八萬圓に達するも近時寒天製造熱の勃興せるに伴ひ**てんぐさ**の需要も急激に增加し之が增產の必要を痛感するに至れるを以て之が增產施設に對し昭和十五年度より十箇年繼續事業として國庫補助金總額十二萬圓を道費を通じて交付することゝし之が增產奬勵に努めつゝあり。

五、はいがい、もがい、あわび

等の養殖を爲すものあるも產額多からず。

六、淡水魚の養殖

朝鮮に於ては天然の池沼、水田、水利組合の發達に依つて築造せらるゝ貯水池等淡水養殖の適地に富むを以て斯業の振興を圖り之が資源の開發を企つることは農民に有利なる副業を與へ生活の安定に資すべきのみならず、貴重なる蛋白食糧の需給を圓滑ならしむる效果頗る大なるものあり。然るに從來淡水養殖事業の汎く普及せざりし原因は朝鮮に適應せる養殖方法不明にして其の利益周知せられず、且養殖用稚魚及卵の配給機關の缺如と斯業の模範となすべき實例の乏しきとに在りたり。仍つて本府は慶尚南道密陽に養魚場を設け各種の試驗を爲すと共に稚魚の配付を爲し、次で昭和三年本府水產試驗場に鎭海養魚場設置せらるゝや其の事業を承繼し、**こひ**、**わかさぎ**、**かむるちー**の稚魚並に卵を主として水利組合、農場、農家等に配付し、池沼水田等に於て粗笨的養魚を爲さしめつゝあるが都市附近に於ては養魚池を築造し集約的養魚を經營せるものを散見す尙昭和十年度よりは滿洲國方面へも**こい**稚魚の輸送を開始し其の成果大いに期待せらる毎年の配付數左の如し。

稚魚及魚卵配付數量

種別＼年別	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和八年	昭和九年	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年	昭和十三年	昭和十四年	昭和十五年
こい稚魚	一、〇〇七、九〇〇尾	一、〇四六、四〇〇	一、一四〇、六〇〇	一、三四、八五〇	一、三一、七〇〇	一、二三、四〇〇	一、八八、四〇〇	一、七一、五五〇	一、一七五、五五〇	一、二四〇、一〇〇	一、三一五、〇〇〇	九六一、八〇〇

	(二、六二六、三七〇)(二、八三五、四〇〇)	(四、六四三、七四〇)(七、〇六九、〇五〇)	(三、〇一〇、九三九)	(四、一〇五、五〇〇)(九、三四一、七五〇)	(六、八九〇、一五〇)(七、七七八、九五〇)	(一〇、七〇三、六〇〇)(六、四八九、五〇〇)	(一〇、〇七九、八五〇)
こい卵	二六一、〇〇九	五三三、〇〇〇	五五〇、〇〇〇	二、一六〇、〇〇〇	二、六二〇、〇〇〇	一、六三〇、四〇〇	八五〇、〇〇〇	六五〇、〇〇〇	一、三八八、〇〇〇	九〇〇、〇〇〇	一、五七〇、〇〇〇	一、八四五、〇〇〇
	(七四〇、五〇〇)	(四、五四〇、〇〇〇)	(四、四四〇、一〇〇)	(六、三七八、〇〇〇)	(四、八七四、〇〇〇)	(一〇、一八三、〇〇〇)	(五、七三三、〇〇〇)	(九〇三、〇〇〇)	(一、八六一、〇〇〇)	(九、一六、〇一五)	(三、〇八八、五三〇)	(二、〇七九、五〇〇)
わかさぎ	四三、五〇〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇、〇〇〇	四八、〇〇〇、〇〇〇	三九、〇〇〇、〇〇〇	三九、〇〇〇、〇〇〇	二一、〇〇〇、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	—	—
かむるちー	六、七〇〇	七三、〇〇〇	一七、七〇〇	一六、七五〇	三六、三〇〇	二一、八五〇	三三、〇五〇	三五、七五〇	一七、五〇〇	一四、五〇〇	一三、五五〇	五、八〇〇

備考　括弧内ハ配付出願數量ナリ

わかさぎの移殖は漸次普及し自然發殖したる結果魚卵の繼續移殖の要なきに至りたる水域多く又自家水域所産の親魚を採捕し採卵を行ひ孵化放流を爲すに至りたるものすら生じたるを以て昭和十一年以後に於ては之が配付を中止せり。

前記の**こひ**、**わかさぎ**、**かむるちー**の外**うなぎ**の集約的養殖を爲すもの二、三あるも、朝鮮にでは種苗の産額少く大なる發展を期待し難く、又**きんぎよ**の飼育及び**ぼら**の蓄養等あるも未だ産額多からず。

七、さけ、ますたらの孵化放流

本府は大正六年咸鏡南道高原に人工孵化場を設置し、**さけ**の人工孵化を開始したるが其の後咸鏡南道に於て本事業を繼承し年々約百五十萬尾の稚魚を放流しつゝあり。尙之より規模小なるも慶尙北

道江口漁業組合に於ても人工孵化を實施しつゝあり。又鎭海灣に於ては昭和十二年度より毎年慶尙南道漁業組合聯合會の主催にて**たら**卵、七億粒（受精放流六億粒孵化放流一億粒）の放流を爲しつつあり大いに其の成果を期待せられつゝあり。

以上各種養殖漁業に亙り昭和十四年に於ける經營者數四萬五千六十六人、養殖水面積八千三十八萬九千二百三十八坪、收穫高五百七十七萬二千百六十一瓩、價額八百三十萬七千八百七十六圓に達し、近時內鮮人共に斯業を企畫するもの漸く多きを加ふるに至れり。

尙朝鮮には干潟、淺海、池沼、堰堤等到る處養殖に利用し得べき水面に富み之が開拓の餘地綽々たるものあり、爾後水源の涵養、河川の修築、灌漑用竝に水力電氣發電用貯水池の增設、交通の發達、都市の繁榮及生活向上等文化の進展に伴ひ益々斯業の發達を促進せしめ將來適當の施設を爲し、之が發展に努むるに於ては其の收穫高を現在の數十倍に達せしむるは蓋し難からざるべし。

第四章　製造業

從來朝鮮に於ける製造業は素乾**めんたい**を除きては、概ね其の規模小にして製品の種類も亦**めんたい**、**たら**、**いわし**、**たこ**、**えい**、**ふか**、**いかなご**、**あわび**、**わかめ**、**のり**の素乾品、**ぐち**、**にべ**の鹽乾品、**ぐち**、**たちうお**、**にしん**、**たら**、**にべ**、**めんたい**卵の鹽藏品、**えび**の鹽辛等主として鮮內向の

ものに屬し且品質粗雜にして見るに足るもの少かりき。然るに內地漁民の移住增加に伴ひ、逐年製品の種類產額を增し煮乾**いわし**、乾**のり**、**ふかびれ**、**するめ**、乾**えび**、明**あわび**、**なまこ**、開**たら**、鹽**ぐち**、**たんさい**、乾**かき**、乾**いかなご**、貝柱、**さざえ**、**さば**、**うなぎ**、**かに**（**たらば**、**ずわい**、**けがに**）**あわび**、**まいわし**等の罐詰、魚粉、水產肥料、**いわし**油等主に輸移出向のものを製出するに至れり。一面本府に於ては大正元年寒天製造試驗を初とし、續いて連年**たいらぎ**、**いか**、**いがい**、**ほつきがい**、**こえび**、魚鰾、支那向鹽魚竝に鹽乾魚、米國向鹽**さば**、**めんたい**卵等の製造及魚類貯藏の各試驗を施行し、又支那及英領香港に於ける水產製品の販路、**あわび**及**なまこ**に付步留等の調查を爲し、道に於ては地方費を以て明治四十四年以降水產物製造に關する各種の傳習、講習を、又大正四年以降各種の試驗を行ひたり。即ち京畿道の乾**えび**、平安北道の**しらうお**、其の他の罐詰、黃海道の**からすみ**、平安南道及忠淸南道の乾**ぐち**、全羅北道の鹽**ぐち**、慶尙南道及全羅南道の乾**のり**、江原道の開**めんたい**、咸鏡南道の鹽辛**めんたい**卵及**めんたい**肝油、咸鏡北道の乾**わかめ**等各種製造試驗竝に之に關する指導を爲せり。又大正二年海藻檢查規則を發布し、當時輸出水產物中の重要品として產額多きに拘らず、製法不良の爲品質を損じて聲價地に墜ちたる**てんぐさ**、**ふのり**、**ぎんなんそう**、**さくらそろ**、**いぎす**、**えご**の六種に付品質檢查を施行して其の改善を圖り、續いて移出向水產肥料及輸出向海蔘、乾**あわび**等粗製濫造の弊を生じたる爲、大正七年更に水產製品檢查規則を發布し、食用品中海蔘外十

九種、海藻中**てんぐさ**外六種竝に各種肥料等主なる移輸出品に付稅關をして檢査を行はしむることゝし、次で大正九年六月檢査品目を追加し包裝重量等に關する規定を改正し、大正十三年十二月檢査品目中に乾**のり**を加ふると共に食用品中新に罐詰外六種に對し、等級制を採用し更に昭和二年四月全部抽出檢査に改め、乾**のり**の荷造に小包郵便の途を開き、檢査品中乾**えび**外十種に對し等級を附する等其の他殆んど全條に亙りて改正を加へ、次で昭和四年五月更に檢査規則を改正し近時生產激增に伴ひ漸く粗製濫造の弊を馴致したる鰯油を檢査品とし、昭和七年一月鰯**トマト**漬罐詰を檢査品目中に加へ以て製品々位の向上と商取引との便に資し、尙昭和九年五月內地に於て輸出水產物檢査規則の發布せられたるに伴ひ之と步調を共にする爲朝鮮に於ても**かに**罐詰に關する檢査規定を改正し、次で昭和十一年一月及三月**さば**罐詰及鰯**トマト**漬罐詰に付同樣檢査規定を改め朝鮮に於ける檢査のみにて內地に於ける再檢査を要せざることゝし、該三品の內地經由輸出を容易ならしめたり。更に同年十一月には鰯粉末肥料として檢査を施行中なりし鰯フィッシュミールを其の商取引の實情に鑑み鰯魚粉と改稱し、窒素外五成分の分析檢査を行ふことに、鹽鰯は輸出するものに限り檢査を行ふことに規定を改正し昭和十二年一月一日より之を實施中の處鹽鰯に付ては昭和十四年四月より移出品に付ても檢査を行ふことゝしたり。尙昭和十四年六月內地經由輸出鰯魚粉の內地に於ける檢査は前記鯖罐詰及鰯**トマト**漬罐詰同樣之を要せざることゝなり、水產製品の輸移出檢査は從來稅關にて行ひたるが水產業の進步

發展に伴ひ水産製造高著しく增嵩し、從つて檢査箇數も亦驚異的數字を示し檢査と製造業の取締竝に指導或は商取引との關係も密接不離となりたるに加へ、從來製品の殆んど總てが輸移出向なりしに對し現在は鮮内消費增大の傾向に在る等、斯業將來の躍進に備ふる爲水産製品檢査に關する一切の事務を徵稅機關たる稅關に委ぬるよりは直接産業助長機關たる殖産局に於て監督するをより適切と認め昭和十二年四月一日朝鮮總督府水産製品檢査所を創設し檢査事務を管掌せしむる事となれり。而して本所を京城に、支所を清津、元山、釜山及仁川の四箇所に置き右各支所には通じて二十九箇所の出張所を分屬し、以て檢査事務を分掌せしめつゝあり。其の一覽表を示せば左の如し。

朝鮮總督府水産製品檢査所一覽表（○臨時出張所）昭和十五年十一月現在

道名	本所名	支所名	出張所名	位置	職員數	主ナル檢査品目
京畿道	朝鮮總督府水産製品檢査所			京城府	兼一	海蓼、乾蝦、乾玉筋魚、乾竹蟶、乾海苔、鰻罐詰、石花菜、袋海藿
同		仁川支所		仁川府	二	
平安南道			鎭南浦出張所	鎭南浦府	三	乾玉筋魚、袋海藿、乾竹蟶
平安北道			新義州出張所	新義州府	一	乾海苔、鮑罐詰、鯖罐詰、鹽鰯
全羅北道			○群山出張所	群山府	二	鰻罐詰
黃海道			○龍淵島出張所	甕津郡東南面	兼一	乾海苔
同			○海州出張所	海州府	兼一	乾蝦

道名	本所名	支所名	出張所名	位置	職員數	主ナル檢査品目
咸鏡北道		清津支所		清津府	一一	鯖罐詰、鰯トマト漬罐詰、鹽鰯、鰯搾粕、鰊搾粕、其ノ他ノ水産肥料鰯油、魚粉
同			雄基出張所	慶興郡雄基邑	三	鰮、乾鱈、鮑罐詰、貝柱罐詰、鰯搾粕、鰯油
同			洛山出張所	富寧郡觀海面	一	鰯搾粕、鰯油
同			漁大津出張所	鏡城郡漁郎面	四	鰯搾粕、鰯油、魚粉、鰯トマト漬罐詰
同			群仙出張所	利原郡東面	一	鰯搾粕、鰯油、鯖罐詰、鰯罐詰
同			城津出張所	城津郡城津邑	二	鰯搾粕、鰯油、鰯トマト漬罐詰
同			○西水羅出張所	慶興郡蘆西面	兼一	鰯搾粕、鰯油、魚粉
咸鏡南道		元山支所		元山府	三	海蓼、乾鱈、鹽鰯、鰯搾粕、鱈荒粕、其ノ他ノ水産肥料、石花菜、鰯油、魚粉、鰯トマト漬罐詰
同			遮湖出張所	利原郡南面	二	鰯トマト漬罐詰、鰯搾粕、鰊搾粕、鰯油
同			新浦出張所	北青郡新浦面	四	鰯トマト漬罐詰、鰯搾粕、鰊搾粕、干鰯、其ノ他ノ水産肥料、鰯油、魚粉
江原道			長箭出張所	高城郡新北面	四	鮑罐詰、鰯トマト漬罐詰、鹽鰯、鰯搾粕、鰯油、魚粉
同			注文津出張所	江陵郡新里面	二	鮑罐詰、鰯搾粕、其ノ他ノ水産肥料鰯油、魚粉、鰯トマト漬罐詰
同			三陟出張所	三陟郡三陟面	一	鰯搾粕、鰯油
同			竹邊出張所	蔚珍郡蔚珍面	二	鰯搾粕、鰯油
同			庫底出張所	通川郡庫底面	一	鰯搾粕、鰯油

同		束草出張所	襄陽郡道川面	兼一	鰯搾粕、鰯油
慶尙南道	釜山支所				
			釜山府	五	海蓼、鱶鱗、乾蝦、乾玉筋魚、鰯、乾鱈、乾牡蠣、淡菜、乾海苔、鮑罐詰、鯖罐詰、蟹罐詰、鰯罐詰、鰯トマト漬罐詰、鰯搾粕、太刀魚搾粕、干鱈、鹽鰯、産肥料、石花菜、袋海藿、其ノ他ノ水産肥料、銀杏草、櫻草、小凝草、於期菜、鰯油
同 | | 統營出張所 | 統營郡統營邑 | 一 | 淡菜、鯖罐詰、太刀魚搾粕、石花菜、袋海鰯、眞海藿、小凝草、礫草、鰯油 |
慶尙北道 | | 浦項出張所 | 迎日郡浦項邑 | 二 | 鰻罐詰、鰯トマト漬罐詰、鹽鰯、鰯搾粕、太刀魚搾粕、其ノ他ノ水産肥料、鰯油 |
同 | | 九龍浦出張所 | 迎日郡滄州面 | 一 | 搾粕 |
同 | | 甘浦出張所 | 慶州郡陽北面 | 兼一 | 鹽鰯粕、搾油、鰯油、乾鱈 |
同 | | ○丑山出張所 | 盈德郡丑山面 | 兼一 | 鰯搾粕、鰯油 |
同 | | ○薺陵島出張所 | 薺陵島南面 | 兼一 | 鯣、石花菜 |
全羅南道 | | 麗水出張所 | 麗水郡麗水邑 | 一 | 鯣、乾海苔、石花菜、袋海藿、眞海藿、銀杏草、櫻草、小凝草、於期菜 |
同 | | 莞島出張所 | 莞島郡莞島面 | 一 | 乾海苔、石花菜、袋海藿、眞海藿、銀杏草、櫻草、小凝草、於期菜 |
同 | | 木浦出張所 | 木浦府 | 一 | 乾蝦、乾海苔、鰻罐詰、螺罐詰、水産肥料、石花菜、袋海藿、眞海藿、櫻草、礫草 |
同 | | 濟州島出張所 | 濟州島濟州邑 | 一 | 乾鮑、鮑罐詰、鯖罐詰、螺罐詰、石花菜 |

尙地方廳に於ても自道産輸移出向製品の品質向上を圖り需要地に於ける聲價を擧揚せんが爲道營檢査を開始せるあり、即ち全羅南道（昭和五年十一月開始）黃海道（昭和七年十二月開始）及慶尙南道

（昭和十年十二月開始）に於ては乾**のり**に付、咸鏡南道に於ては鹽藏**めんたい**卵（昭和九年十月開始）及**めんたい**肝油（昭和十年十二月開始）及凍寒明太魚（昭和十三年七月開始）に付夫々檢査を實施し更に慶尙南道に於ては昭和十一年四月全羅南道に於ては昭和十二年六月海藻に付ても檢査を實施せり。其の他道水產會に在りても道內主要製品には檢査を施行せるものあり。即ち平安南道及黃海道水產會は白魚、慶尙北道水產會に在りては身缺鰊及數の子、全羅北道水產會に在りては乾海苔に付檢査を實施し居れり、以上各種施設の結果一般製造業改善の端を開き、特に製品檢査の結果品質漸次改善せられ、就中肥料の如き糊料海藻類、特に**てんぐさ**、**ふのり**、**ぎんなんそう**の如きは其の製法改良せられ、包裝亦漸く整ひて取引先の信用頓に加はり、又食用乾製品は從來の大缺點たる用鹽多量の弊を矯め、從來荷受者より品傷、目切れ等を口實として受けたる損害を免れ、食用罐詰品は原料の精選、容量の正確、荷造の改善に依り取引圓滑となり販路の擴張を來せり。

昭和四、五年の頃主として咸鏡南北道に於て罐詰工場濫設の傾向あり、之が爲經費を不當に節減し必要なる工場の設備人員の整備を怠り生產數量の多きのみを競ひ粗製濫造に陷りて市場に於ける聲價を失墜する等經營の堅實性を缺き或は漁場を荒廢に歸せしむる等多年眞摯なる企業者の努力に依り發展向上の域に達したる斯業の基礎を攪亂し、遂には相互經營難に陷り共倒れの悲境に到達すべき情勢に陷り斯業の將來に及ぼす影響甚大なるに鑑み之が弊害を匡正し堅實なる發達を期せんが爲昭和五年

九月十八日朝鮮水產物罐詰製造營業取締規則を發布し、該營業を許可制度となし工場に付ては一定の構造及設備を爲さしめ、其の他監督指導に關する諸種の手續規定を設けて之が完璧を期したり。支那事變の勃興及歐洲政情の急變以來國內海外共に寒天の需要激增し價格の急騰を見るや從來微々として振はざりし朝鮮に於ける寒天製造業は遽かに勃興し自然の成行に放置するに於ては之が製造原料たるてんぐさに甚しき不足を生じ忽ち原藻の爭奪と製品の不統一、販賣の混亂を來たすの虞あるのみならず朝鮮の特殊事情を考慮すること無く內地式製法により事業を營み事業の失敗に歸する者を輩出するの懸念尠らざりしを以て斯業の堅實なる發達を期せんが爲、昭和十五年七月十六日寒天需給調整規則を發布し寒天製造の用に供する釜の設備を許可制度とし寒天並に原藻の需給調整に關する統制を强化すると共に、之が指導監督に關する諸種の手續規定を設け其の完璧を期しつゝあり。

斯くて朝鮮の水產製造業は明治四十四年製造業者戶數一萬七十三戶、人口三萬三千八百四十六人、製造高二百六十五萬餘圓なりしもの、昭和十四年度に於ては戶數一萬二千七百八十六戶、人口三萬四千二百四十九人、製造高一億六千七百九十一萬餘圓に達し、且十萬圓以上の產額あるもの約八十種の多きを算するの現況となれり。尙今後一般漁業及養殖漁業の發達に伴ひ、其の原料益々豐富となるべく隣邦滿洲國及中華民國の大市場を有する等其の前途益々多望なりと謂ふべし。

第五章　輸移出

朝鮮より內地又は滿洲國、中華民國其の他に輸移出せらるゝ水產物は年々增加して主要なる貿易品となり、昭和十四年に於ては一億一千七百餘萬圓の多きに上れり。而して鮮魚は從來主として、漁業者の漁獲せしものを漁場に於て仲買人が買取り、其の儘運搬船を以て開港地を經由せずして、直接內地其の他に輸送せられたるもの多く、從つて其の數量、價額等數字的調査は明瞭を缺くも、相當の輸移出額に達せることは推察に難からず。

輸移出製品は從來內地人通漁者に依り製造せられたる少量食用乾製品及朝鮮人の採取に係る海藻を主とし、其の他には肥料ありしに止まりて其の輸移出額少く、明治四十三年に於て品種漸く十數種、數量一萬八百瓲、價額八十六萬圓にて、而も其の殆んど大部分は移出品にして輸出品は僅に其の一割に過ぎず、品質亦概して優良ならず、且荷造用材料の供給至難の爲自然良品を使用すること不可能なりしと、一面に於ては製造業者及貿易業者の荷造に對する智識幼稚なりしとに因り、其の包裝頗る不完全にして取引上の不利損害大なるものありたり。又製品の輸送に付ても朝鮮內地間に定期航路開けず中華民國に對して戎克船の來往ありしに過ぎざる等不便を極めたれども、其の後製品及荷造の改良行はれ交通運輸の便漸く開け、鮮魚及製品の輸移出狀勢は年々順調に發展せり。即ち昭和十四年に於

ける鮮魚の輸移出數量は六萬二千七百餘瓲、價額一千二百四十一萬圓を算し、朝鮮水產物總輸移出額一億一千七百餘萬圓に對し、約一割を占め、其の種類の如きも內地向は**たい**、**ぶり**、**さわら**、**はも**、**にしん**、**あじ**、**あまだい**、**ひらめ**、**さば**等の如き比較的高價品の移出を見、滿洲國、中華民國向は從來密漁船に依り需要地に供給せられたるもの漸次取締の勵行に伴ひて其の跡を絕ち、今は鮮內人の手に依り**ぐち**、**たら**、**かながしら**、**たちうお**、**ほうぼう**、**ふぐ**、**にべ**、**ぼら**等の如き安價品の輸出大に增加せり、又製品としては其の種類乾魚、海藻、鹽魚、乾貝、肥料、魚油、魚粉、海蔘、罐詰、乾**えび**、乾海苔、鮑肉、**めんたい**卵等を初め四十餘種に達す、而して昭和十四年の輸出額は二千四百六十八萬圓にして輸出額中半圓域輸出は二千一百二十五萬圓第三國直輸出は魚粉、魚油及罐詰類にして其の總額三百四十二萬圓に達し逐年增加の傾向にあり、尙右の外內地移出後更に第三國へ輸出せらるるもの多額に上る此等第三國仕向地は米國、歐洲、南洋諸地方なり。

運輸に關しても陸上方面は、明治四十四年安奉線の開通に依り鮮魚は勿論、曾て內地經由滿洲に仕向けられたる製品の如きも直接其の沿線に仕向けらるゝに至り、殊に昭和八年四月京圖線の開通に依り北鮮の滿洲向輸出は著しく便利を加へ對滿貿易進展上與つて力あり。又海上方面は朝鮮郵船株式會社、嶋谷汽船會社、川崎汽船會社、阿波共同汽船會社、大阪商船株式會社等の內鮮支各地を連絡する各種の航路あり、之に並行して沿岸航路、河川航路（鴨綠江）漸次增加し、取引の促進に益する所大

なると共に昔日の如き製品出廻期に於ける貨物の停滯は著しく緩和せらるゝに至り、尙昭和九年四月以降大阪商船株式會社の南洋航路の就航船臨時釜山に寄港することゝなり、對南洋貿易の進展に寄與する所甚大なるものあり。

滿洲國及中華民國に對する朝鮮水產物の輸出は其の種類及地理的關係上大いに之が進展を圖るの要あり。而して中華民國に於ては永年に亙り排日貨を續け來りしも元來品質優良にして民衆の嗜好に適し、而も安價なる日本品が一般民衆に歡迎せらるゝ大勢に抗すべくもなく、爾來該地貿易業者は陰に陽に之が好轉を圖り來りし結果對支貿易は漸く安定し其の販路益々擴張せられつゝありしが昭和十二年七月支那事變勃發に依り一時全面的に杜絕したりと雖も新政權の樹立及關稅率の低下に依り漸次回復を見つゝあるのみならず、舊に增して隆盛を來すべき傾向に在り。一方滿洲國に對する水產貿易は肇國以來年を逐ふて輸出增進を辿り昭和十四年に於ては鮮魚の三百九十五萬圓を主として一千七百二十一萬餘圓の輸出高を示したるが、昭和十二年一月輸入稅率の改正あり將來更に關稅及運賃の高率を緩和せらるゝに於ては地理的優位を持つ鮮產水產物の最も好望視せらるゝ市場とす。而して對滿支貿易に於ては鹽魚の輸出は特に有望視せらるゝ所なるを以て昭和十年度より主として鹽**いわし**の輸出に付國庫より年額二萬五千圓の出荷奬勵補助金を支出し以て輸出增進と販路擴張に資しつゝあり。

第六章　試驗調査

一、本府水産試驗場

大正元年本府水産課に臨時職員として技手二名を配置し、水産試驗に關する事務に從事せしめたるを本府に於ける水産試驗機關特設の嚆矢と爲す。爾後大正七年度に於て更に技手一名を增員し以上三名の臨時職員に依り專ら各種の試驗調査を實施し來りしが、當時の其の設備としては、漁撈試驗に在りては大正二年度に七噸級の石油發動機附試驗船一隻を購入し、海洋調査に在りては大正六年度に六十噸級の汽船一隻を建造し、養殖試驗に在りては、咸鏡南道高原郡高原にさけ人工孵化場、慶尙南道密陽郡密陽に養魚場を、全羅南道康津郡康津に鹹水養殖場を設置し、又製造試驗に在りては大正四年度に慶尙北道大邱及長城に寒天製造試驗所（一時的試驗所にして大正六年民營に移せり）を設け、尙鹽魚貯藏試驗用として仁川、群山、元山の三箇所に魚窖の設置を爲したるに過ぎず。將來學術的基礎の上に立ち朝鮮水産業の實狀に照して適切なる徹底的且組織的の試驗研究を行はんとするには、到底斯の如き不完全なる組織と設備とを以て、之を遂行すること能はざるのみならず、比年水産界進歩の趨勢と朝鮮産業促進の必要とに鑑み、設備、內容共に充實せる水産試驗機關の設置は、緊急已むべからざるの要務なりと認め、大正九年度に於て水産試驗場設置の計畫を樹て其の

事業に着手し、大正十年五月六日官制の發布に依り、茲に初めて全鮮水産試驗の中樞機關たる本府水産試驗場の確立を見るに至れり。

仍て敷地を釜山牧ノ島にトし大正十年度に於ては漁撈及製造の試驗に關する職員及設備を、同十一年度に於ては養殖及海洋調査に關する職員及設備を充實したるが、その後更に淡水養殖漁業の振興を圖る爲鎭海に本場附屬淡水養魚場を設置することゝし昭和二年度より工事に着手し翌年十二月工事の竣成を見たり。更に東海岸に於ける重要水産資源に對し其の製品々質の向上、新なる用途の開拓等の如き各種の試驗を實施すると共に更に進んで其の成果の事業化と普及とを圖り以て斯業の改善進歩に寄與せんが爲、清津に北鮮支場を設置することゝし其の經費を昭和十一年度豫算に計上し昭和十一年十月起工、同十二年七月竣工、之が完成を見たり。而して爾來引續き各種の試驗調査を實施しつゝありて其の結果は大いに期待せらる。

次に本場の敷地面積は約三萬平方米を有し本館各實驗室、標本室等總建坪二千七百五十平方米、北鮮支場敷地一萬三千五百平方米、本館實驗室各工場等總建物千八百五十平方米、鎭海養魚場敷地約十七萬八千平方米、實驗室作業室總建坪八百五十平方米、養魚池二萬四百平方米にして更に試驗船としては百五十噸級發動機船一隻同じく四十噸及三十噸級のもの各一隻を有す。而して現在職員は場長（技師）一名及技師六名、技手十八名、屬二名、囑託及び雇員四十名にして現在實施中の研

究、試驗竝に調査事業左の如し。

（A） 水産物の增産に關する事項

生産の增大に關する問題としては沖合新漁場の開拓、漁船、漁具漁法の改善、沿岸干潟淺海の開發、內水面の利用等に關する事業の外漁利の永續を目的とする蕃殖保護に關する事項あり。

一、漁場の開拓、漁獲の增大を目的とする各種漁業試驗として、（一）**めんたい**漁業に關しては大正十一年以來繼續實施して、**めんたい**魚に關する生物學的基礎事項を明らかならしめ且つ漁場の特性を詳かにし更に新漁場の存在を確認して同漁業の發展に資し、（二）西海岸沖合漁業に關しては、**あじ**、**さば**漁業試驗により新漁場の開拓に成功し年額百五十萬圓以上の產額を擧ぐるに至らしめ更にその擴張に努め、底魚漁業試驗を實施して黃海陸棚に於ける底魚の分布竝に棲息狀態を探り以て枯渴に瀕せる本漁場の生產力の復活と漁利の永續に關する方策確立の基本資料の獲得に努め、（三）**まいわし**漁業に關しては新漁場の擴張、漁利の增大、漁業の安定を圖り併せて漁撈方法の改善を行はんがため東海岸各道水產試驗場と連絡調査を實施し、（四）**さば**漁業に就ては亦同樣東海岸各道水產試驗場と協力して試驗調査を施行し、廣範圍に亙り延繩漁場の存在を確認し更に流網漁場の探査に努めつゝあり。

(五)漁船の問題に關しては漁業の安全とその能率增進を圖るため本場創立以內漁船改良に意を注ぎ着々その效果を收め、特に東海岸に廣く本場改良型漁船の普及を見るに至りたるが更に進んで朝鮮型發動機附漁船の改良、動力附鮟鱇網漁船の改良につき目下試驗實施中なり。なほ本年度より朝鮮水產會に於て新に開始したる漁船改善事業に關與し、漁船の設計竝に畫圖技術及び漁體性能測定等に對し本場從來の漁船試驗に依つて得たる研究の結果を基礎として技術上の指導を行ひ以て漁船の改善、改良漁船の普及に努めつゝあり。

二、水產增殖に關しては、(一)朝鮮西及南兩海岸の廣漠たる干潟地とこれに續く淺海を如何に利用すべきかの問題が朝鮮水產界の將來にかけられたる重要問題の一たるに鑑み、その資源開發を目的として生物學的方面より試驗調査を實施すると共にこれが徹底を期するため更に生化學的見地より攻究するの要あるを認め目下**あさり**、**かき**等につき各種試驗を實施中なるが、なほ連年躍進的發展の途にある朝鮮海苔の養殖に關しては、養殖適地の選定につき適確なる規準を示し朝鮮獨特の事情においてその養殖方法及び製造方法に改善すべき指針を與へんとする趣旨に依り、昭和二年度以來引續き研究試驗に從事し同業界の進展に拍車をかけ、西海岸到るところに新養殖場勃興の機運を見るに至らしめたり。

(二)一方鮮內河川湖沼堰堤の利用を講じまた淡水養殖業の振興を促し以て農山村に於けを保

健食糧の給源竝に副業收入の增加を圖るため、鎭海に養魚場を設け淡水養殖に關する試驗を實施し、**こひ**其の他養殖用稚魚及び卵の配付事業を行ひ、また淡水養殖に關する講習會を開催し地方指導員を養成し、或は直接實地の指導に依り事業の普及發展に努めつゝあり。

三、漁利の永續を目的とする蕃殖保護の問題に就いては、別項の如く生物學的研究調査に依りその基本的資料を蒐集し行政事務方面との連携に依りその目的達成を期しつゝあり。

(B) 水產物の價値の增進竝に輸出振興、輸入防遏に關する事項

水產物の價値增進の問題はこれを二つの方面より考察し得べく、その一は鮮魚の貯藏竝に輸送の問題にして、これに關しては本場創立以來冷藏、冷凍に關する各種研究試驗を施行し、同方面に多大の貢獻を爲し來れるが、他の一つは利用加工の問題なりとす。即ち或は新製品の創製、製造工程の改善、肥料とせられたるものゝ飼料化乃至食品化、廢棄物の利用、用途の擴張等研究、試驗の成果に俟つもの極めて多く、又輸出製品の創製、同品質の改善、生產費の低減、水產物を原料とする輸入代用の製造等輸出振興、輸入防遏に寄與すべき研究事項亦尠少ならざるものなり

一、利用價値の增進に關しては、**まいわし**が朝鮮水產物の王座を占めこれが處理に關し改善の途を策することの急務なるに鑑み、斯業の實狀に即し最も必要なりと認めらるゝ事項につき

數年來引續き試驗を實施しその成果を見たるもの尠からざるが目下施行中のものを擧ぐれば㈠　魚粉の製造に關する問題に在りては魚粉中の酸化酸に關する試驗、搾粕製造に於ける**エキス**利用に關する試驗、油の採取方法に關する試驗、㈡　搾粕の利用に關する問題に在りては搾粕より食料品の製造に關する試驗、搾粕より工業用品の製造に關する試驗、㈢　罐詰の製造に關しては**トマトサーチン**製造方法の改善に關する試驗、**ペツパーサーチン**製造に關する試驗とす。

更に從來利用價値の尠かりしもの、又廢棄して顧られざりしものにつき利用の途を講じ、或は肥料に供せらるゝものゝ食品化等廢物の利用、用途の擴張に關しては前記**まいわし**搾粕の利用の外魚類內臟の利用方法につき繼續試驗實施中にして目下魚類の肝臟より生理的有效物質の抽出に關し研究の歩をすゝめつゝあり。

二、輸出水產物製造業の圓滿なる發達は水產製造業を隆盛に導く上に最も重要なる事項の一たるのみならず、戰時經濟體制下にある現時局に當面し輸出貿易の振興を圖る事の特に急務なるに鑑み、これに關連したる各種試驗を實施中なり。本場に於いては曩に　㈠　輸出好望品たる「**ペツパーサーチン**」の創製に成功し又、㈡　「**フイナンハテー**」（鰆の燻製罐詰）、**かたくちいわし**油漬罐詰、**ガザミ**罐詰の創製、「**トマトサーチン**」製造方法の改善等に付試驗中な

るがなほ、㈢　北鮮支場に於いては引續き「**ヘツパーサーチン**」の製造並に海外試賣、輸出魚粉の品質改善に關する試驗を實施しつゝあり。㈣　重要輸出水產物の一たる寒天についてもその朝鮮の氣候に適應したる製造方法に關し目下研究試驗中なり。

三　更に又今日の重大なる時局に直面し輸入防遏の急務なるに鑑み、輸入代用品の製造に關し試驗中のところ朝鮮に產する水產物を原料とするものとして「**ゼラチン**」、皮革、其他二、三のものゝ有望なることを確認し此際急速にそれ等試驗を進捗せしめこれが工業化を講ずべく努力中なり、なほ漁網の有效適切なる防腐染料及び保存方法を考究すること亦頗る重要性を要するものとして目下市販染料につき優劣比較試驗實施中なり。

四、試驗研究により新規事業の案出又は或種事業の改善につき成果を得たとしても、これを事業的に實施するためには更に經濟的效果如何につき試驗し、實際的方法を確立して始めてこれを民間に推奬すべきもの多し。本場においては特に朝鮮における**まいわし**製造工業の發展と輸出貿易の振興に寄與するところあらんとし淸津に北鮮支場を設置し試驗工場を設備し、本場と聯携を保ち試驗研究の成果を實際化せしむることを主眼とし半工業的經濟試驗を實施中なり。目下同支場では、㈠　搾粕製造方法の改善に關する試驗、㈡　罐詰（特に**ヘツパーサーチン**）の製造試驗並に海外試賣、㈢　魚粉の製造に關する試驗等の工場試驗の外、㈣　魚

粉の品質改善を目的とする工場指導、(五)　鰮の鹽藏に關しその大量的生産並に販路開拓試驗等を實施し、なほ釜山本場との連絡試驗たる、(六)　搾粕の利用、魚油の利用に關する試驗、(七)　朝鮮**まいわし**の生化學的研究につきてもその歩をすゝめつゝあり。

(C)　水産生物並に海洋に關する基礎的調査研究

水産業各般の健實なる發展の基礎を爲すものは對象物たる水産生物及びその生活環境たる海洋河川等水域の事相の正確なる科學的認識である。これあつて始めて漁業、養殖業は合理的發展を爲し、適正なる蕃殖保護策が樹立せられ有效なる濫獲防止、增殖の實を擧げ得るものなり。本場はかゝる見地の下に海洋調査を實施すると共に重要水産生物に就て組織的の調査研究を進めつゝあり。

一、生物調査にあつては、(一)　重要水産生物につき種の査定及分布棲息區域の正確なる調査を實施し更に又、(二)　種及分布の明らかにされた水産生物につきその習性、環境との關係、蕃殖發育各期の生活狀態等一生涯の生活に關する事相を詳らかにして水産上の諸問題を具體的に解決すべき資料たらしむべく年來繼續研究に努め來れるが、從來の調査研究の結果については目下取纒中にして魚類につきては朝鮮魚類誌として既にその第一冊を刊行せり。(三)　而してこれら研究の成果の上に立ちて、更に群聚生態學的研究はその歩をすゝめ以て産業的實際

問題にその効果を及ぼさんとし、まづ洛東江河口附近に於ける各種魚類幼期の發育去來を主とする調査研究並に鎮海灣内外に於ける各種魚類の產卵蕃殖を主とする調査及研究に着手せり。(四) 沿岸養殖に關しては、二枚貝の浮游期及底棲初期の稚仔に就き研究し養殖施設、稚貝の養成等の基確資料たらしめんことを期し、**あかがひ**の養殖に關する研究を行ひその基礎知識を以て養殖法の創案に成功し、なほこれが完成のため繼續試驗實施中なるがなほ、(五)蕃殖保護に關する基本的事項たる重要水產生物の生殖期に關しては目下**さざえ**、**こうらいえび**、**あきあみ**、**ずわいがにたこ**類等につき調査なり。

二、海洋調査に在りては、(一) 全鮮沿岸四十箇所の定地海洋觀測、(二) 全鮮各道水產試驗場の連絡協定による定線横斷觀測、(三) 海流瓶竝に潮流計による海潮流の觀測調査、(四) 海水の化學的成分に關する調査研究、其の他の觀測調査資料により朝鮮近海の海況を詳かにし、各月の海況推移の狀況を明らかにし、(五)「朝鮮近海海洋圖」を印刷發行して月々の海況を一般に周知せしめ、(六) 地方漁況を蒐集して漁況に及ぼす海況の影響を究め、海洋生物に關しては、(七) 標識魚の放流による重要魚類の回游調査、(八) **プランクトン**に關する研究調査を施行し、なほ (九) 朝鮮における**まいわし**漁業の重要性に鑑み本場に於いてはその處理に關する研究試驗の外、生產に關する基本的事項につき數年來生物、生化學、漁撈等各方面より調

査研究の歩をすゝめつゝあり、更に海洋生物學的立場よりその産卵、回游、食性、年級、漁場の海況等につき詳細研究調査實施中なり。

以上各試驗事項の成果に付ては水産試驗場報告、特輯及年報等各種印刷物に依り之を發表し本年度迄に既に刊行したるもの左記の通りにして三十數種に達したり。

朝鮮總督府水産試驗場刊行印刷物

報告書名		内容	刊行年月
水産試驗場報告	第一號	鮮魚の凍結及貯藏に關する試驗	大正十四年五月
同	第二號	明太魚(スケトウダラ)の化學、其榮養價値竝凍乾明太の改善ニ關スル研究	昭和四年九月
同	第三號	朝鮮産淡水魚カムルチーの生活史及養殖法	昭和八年三月
同	第四號	水中溶存酸素定量に關する研究	昭和八年五月
同	第五號	朝鮮東近海測深成績	昭和十二年九月
同	第六號	朝鮮魚類誌(第一册)	昭和十四年八月
漁船調査報告	第一册	朝鮮東海岸に於ける漁船調査	大正十三年三月
同	第二册	朝鮮南海岸及西海岸に於ける漁船調査	昭和三年三月
同	第三册	朝鮮型漁船改良に關する試驗	昭和四年七月
海洋調査報告	第一號	沿岸定地海洋觀測成績(自大正五年至同十四年)	大正十五年六月
同	第二號	朝鮮近海海潮流調査報告	昭和二年六月
特輯	第一號	沖合漁船設計範例	昭和四年三月

同	第二、三號	魚油の酸價と其簡易測定法	昭和四年七月（昭和四年八月（改版）
同	第四號	朝鮮に於ける淡水養魚普及の爲に	昭和十二年七月（第四版）
同	第五號	トマトサーヂン文獻集	昭和七年八月
同	第六號	鶏丸建造報告	昭和八年五月
同	第七號	洛東江に於ける海苔凶作の原因に就て	昭和九年七月
同	第八號	朝鮮海洋便覽	昭和十一年十二月
同	第九號	沿海州沖合機船底曳網漁場に於て漁獲される魚類に就て	昭和十一年十一月
同	第十號	木造漁船に關する試驗調査成績	昭和十四年二月
パンフレット	一	朝鮮近海の地形海況と水産生物概觀	昭和十年十一月
同	二	朝鮮のメンタイ漁業に就て	昭和十一年九月（增補版）
同	三	朝鮮マイワシの特性（特に罐詰原料として）に就て	昭和十年十二月
同	四	朝鮮マイワシを原料とするフイッシュミールの性狀に就て	昭和十年十一月
同	五	朝鮮の水産と水産教育	昭和十一年五月
同	六	朝鮮沿岸のニシンの生態及蕃殖保護に就て	昭和十一年六月
水産試驗場要覽		昭和十二年版	昭和十二年五月
水産試驗場一覽		昭和十年版	昭和十年十月
水産試驗場各年度事業報告		第一卷—第九卷	年一回發行
昭和七年度事業報告別册		朝鮮海灣測深成績	昭和八年八月
海洋調査要報 第一號		大正十五年海洋觀測成績	昭和三年六月

海洋調査要報　第二、三號	昭和二、三年海洋觀測成績	昭和五年六月
同　第四號	昭和四年海洋觀測成績	昭和五年六月
同　第五、六號	昭和五、六年海洋觀測成績	昭和八年六月
同　第七號	昭和七年海洋觀測成績	昭和十一年四月
同　第八號	昭和八年海洋觀測成績	昭和十三年八月
朝鮮近海海洋圖	自大正十五年至昭和十三年	年一回刊行

二、地方廳水産試驗調査機關

忠清南道外十箇道に於ても道立水産試驗場を設置し其の道に於ける特殊事項に付試驗調査を遂ぐる外本府水産試驗場との連絡協調にも努めつゝあり。尚平安南道に於ては試驗場を設置せざるも夫々試驗船を配置せり。其の概況左表の如し。

各道水産試驗調査機關一覽

道名	創設年	所在地	職員數	主なる試驗調査の範圍	試驗船名
京畿道	昭和一一	仁川	一一	漁撈、製造、養殖、海洋	北漢山丸、白鷗丸
忠清南道	同二	保寧	五	同、同、同、同	鷄龍山丸
全羅北道	同三	群山	五	同、同、同	萬頃丸
全羅南道	大正一三	木浦	一	同、同、同	全朝鮮海洋丸、光丸

慶尙北道	同	一二	浦項	七	同、同、海洋
慶尙南道	昭和	七	釜山	一九	同、同、養殖、海洋
黃海道	大正	一	龍湖島	八	同、同、同、同
平安南道					
平安北道	昭和	一二	鐵山郡登串	七	同、同、同
江原道	大正	一〇	注文津	七	同、同、同
咸鏡南道	同	一〇	元山	七	同、同、同
咸鏡北道	同	一二	淸津	八	同、同、海洋

鷄林丸　昇智丸　南山丸　富岩丸　民首丸　陽山丸　大同丸　妙香山丸　磯風丸　蓬萊山丸　剛金丸　北洋山丸　更生丸　白洋丸　かも丸　春風丸

第七章　指導教育

韓國時代に於ては水産業の指導奬勵に關しては何等制度の備はれるものなく、其の事務の如きも農商工部農務局に於て管掌し、統監府時代に於ても中央部に技師、技手を併せ僅に十一名を配屬したるに過ぎざりしが、日韓併合と共に直接當業者の指導に當らしむべき各道技術員の配置を必要と認め本府技術員を減じ、新に各道に一名乃至二名の技術員を配置し、爾來本府及地方廳とも漸次多少の增員を行ひ、水産に關する各種の試驗、實地指導及傳習講話等に努めつゝありと雖も財源の缺乏、人員の寡少等に依り尙隔靴搔痒の感あるを遺憾とす。

各道に於ける傳習講習の狀況を見るに、從來道に依り常設的傳習所を設置したるものあるも、現今に於ては一定期間傳習地を定め又は巡廻的に傳習を行ひつゝあり。而して傳習修了生に對しては成るべく共同して漁業を經營せしむる爲、修了後傳習用の漁具及漁船を給與し又は漁船、漁具の購入補助金を交付し以て講習中習熟したる技能を發揚せしむるに便ならしめ、地方漁業者の中堅たらしむることに努めたる結果概して良好の成績を擧げ、地方に於ける模範漁民として推奬するに足るべきもの尠からず。

水產教育機關としては現在咸鏡南道清津港に於ける清津公立水產學校、全羅南道麗水港に於ける麗水公立水產學校、慶尙南道統營港に於ける統營公立水產學校、平安北道龍岩浦港に於ける龍岩浦公立水產學校、黃海道龍湖島に於ける龍湖島公立水產實習學校、慶尙南道南海に於ける南海公立水產實習學校の六校にして、何れも道費又は學校費を以て設立せられ普通學校卒業者を入學程度とし其の修業年限は清津公立水產學校は五箇年、麗水、統營、龍岩浦の三校は三箇年、其の他は二箇年とす。教科目は普通學科の外漁撈、製造、養殖を網羅し特に實習時間に重きを置けり。而して創立以來昭和十四年三月迄の卒業者は五校（昭和二年度廢校せる群山公立水產學校を含む）を合し一千二十名に達し卒業生の殆んど全部は直接習得せる學術技能を以て社會に貢獻しつゝあり。殊に卒業者中全羅北道開也島及畑島に於て有利なる鮟鱇網漁業を唱導し、自ら進んで斯業に從事し漁民に範を垂れたるものある

如きは好事例なりとす。又麗水は全羅南道に於ける唯一の漁業地として知られ、從つて水産技術者を要すること甚だ多きを以て同地の卒業者は比較的各方面に活用せらるゝ狀況にして、概して孰れも良好の成績を擧げつゝあるものゝ如し。尙江原道に於ては昭和十年九月長箭港に、全羅南道に於ては昭和十一年六月羅老島に、昭和十三年八月蠣島に漁民訓練所を設置し普通學校卒業程度の漁村青年約二十名宛を收容し、修練期間を一年として水産教育一般を訓授すると共に實習にも重きを置きて漁村の中堅人物養成に努めつゝあり。其の成果は各方面より大に期待されつゝあり。

第八章　水産團體

第一節　水産會

朝鮮に於ては嘗て朝鮮全土を區域とする朝鮮水産組合なる團體存在したりしが、其の起源は遠く韓國時代に於ける內地通漁團に依り組織せられたる聯合組合に濫觴し、爾來幾多の變遷を經て大正七年中之を朝鮮水産組合と改稱し、本部を釜山に、支部を各道樞要の地に置き、以て水産業の改良發達、漁業者の遭難救濟、施療、紛議の仲裁、漁業出願の代辨、郵便物の取扱、漁業者の移住奬勵等を爲し超えて大正十二年四月新に朝鮮水産會令の施行を見たる爲朝鮮水産組合は之を解散し、次で朝鮮水産會の設立を見るに至れり。水産會は水産業者の自治的機關たる公共團體にして、水産業の改善發達を

圖るを目的とし、一面行政官廳の補助機關たる機能を有するものなるを以て國庫補助金の如きも以前朝鮮水產組合に補助し來りたるものを朝鮮水產會に補助し、其の發達を助成しつゝあり。而して同會は更に各道水產會の狀況に應じ、一般經費又は事業費に夫々補助を爲し、努めて其の會員の負擔を輕減し、會の着實且健全なる發達を圖り以て所期の目的達成に努めつゝあり。今其の事業の主要なるものを擧ぐれば朝鮮水產會に在りては朝鮮水產時報の發行（旬刊）漁船の機關士養成講習、漁船改善施設事業、水產物の販路調査、道水產會の助成其の他水產業の改良發達に關する指導奬勵を爲し、道水產會に在りては漁民の遭難救濟、醫療施藥、漁村調査、各種の試驗調査、水產製品の檢査、漁獲物の共同運搬、水產物の共進會又は品評會の開催其の他各般の指導奬勵等地方の實情に應じ適切なる施設を爲し、何れも相當の成果を收めつゝあり。

尙昭和十三年七月一日より朝鮮水產會及各道水產會共同經營の下に實施せしめたる水難漁船の救濟事業は漁船の使用者より極めて低廉なる保險料的醵金（道水產會の經費「漁船救濟割」として船價に對する百分の一程度を課徵）を爲さしむると共に國庫及各道（忠北を除く）よりも每年十五萬圓（年額各七萬五千圓とし基金收入年額十萬圓に達する迄「十八箇年間」繼續の豫定）の補助を爲し、之に依り漁船が不可抗力に因り全損と爲りたる場合は時價に對する三分の二の救濟金を交付し、以て相互救濟の實を擧げ之が復舊が容易ならしむるに遺憾なきを期しつゝあり。

朝鮮水產會國庫補助表

種別＼年別	自大正十二年度至昭和十三年度合計	昭和十四年度
水產會補助	三九六、三二〇円	八七、〇〇〇円

第二節　漁業組合及漁業組合聯合會

朝鮮沿岸に於ける海藻の漁場は、古來朝鮮の富豪又は兩班に於て之を占有し、高率なる採取料を徵收しつゝありしが、元來地先水面に棲息する魚介藻類の捕獲、採取は、漁村の維持經營上地元漁民の漁場として之を占有せしめ且其の漁利を永遠に保持せしむる方法を講ぜしむる必要あり、又漁村の健全なる發達を促進せしむるは漁民共同の施設に俟つべきもの多大なるものあるを以て、明治四十五年漁業令及漁業組合規則を發布し、漁業組合制度を樹立したるが、昭和五年舊漁業令を廢止し、新に朝鮮漁業令制定せらるゝに及び舊來の漁業組合規則に代ふるに、新に朝鮮漁業組合規則を發布し、更に昭和八年及昭和十五年其の一部を改正し、漁業組合制度の確立を圖りたると且各般事業の擴張に備ふる爲副理事制度の創設を見舊來の弊風を一新するに至れり。而して組合の業務に關しては、昭和五年朝鮮漁業組合業務規程を設け、爾後組合に於ける業務執行の基準を定めたり。

〔組合の目的〕組合は、組合員をして漁業を爲さしむる爲、漁業權を取得し又は漁業權の貸付を付け

且組合員の漁業又は之に關する經濟若は救濟に必要なる共同の施設を爲すを以て目的とし、（漁業令四七）(1) 漁業權を取得し又は漁業權の貸付を受くること、(2) 共同の施設を爲すことは、共に組合必須の目的にして其の何れをも之を缺ぐことを得ざるものとす。

〔組合の地區〕組合をして眞に漁村經營の中心機關たらしむるには、其の施設の徹底を期せざるべからず。之が爲には、徒らに其の地區を廣汎ならしむべきに非ざるを以て、組合の地區は、府邑面の區域又は府邑面內の部落の區域に依るを原則とせり。然れども特別の事由ある場合に於ては、之に依らざることを得る（漁業令四三）ものにして、現在組合の大部分は、府邑面又は府邑面內の部落の區域に依り設立せられ、例外としては、全羅南道に於ける海苔漁業組合が郡の區域を地區とし又咸鏡南道に於ける永興灣漁業組合が二郡に跨り之を地區とせるが如き等數組合あるに過ぎず。

〔組合員〕組合は組合員の共同の力に依り、各組合員の利益の增進を圖り漁村の維持向上に資するものなるを以て、漁村に居住する全漁民を網羅して組合員と爲すに非ざれば其の目的を充分に達成し難きに鑑み、組合は出資制度を採用せず、苟も組合地區內に居住する漁業者は、何等の手續を要せずして、直に其の組合の組合員たらしむるものにして、加入若は脫退の自由を有せざるものとす（漁業令四五）然れども、特別の事由に依り一定の地區內に於ける一部の漁業者を以て組合員とする組合を設立することは、之を妨げざるものにして、此の場合に於ては、組合規約の定むる所に依り、組合員た

る資格を有する者のみ、組合員となるものとす（漁業令四六）。

〔組合の意思機關〕組合の意思機關は原則として總代會制度を採用せるも、組合員の少數なる組合に限り總會を以て總代會に代へ得るものとす。而して現在組合の大多數は總代會を設けたるが組合意思の決定は最も愼重にし常に、妥當適正を期せざるべからざるに鑑み、總代會に於ては、水産に關し智識經驗を有する者は參加せしむるの必要を認め、總代會の議員は、組合員中より互選する通常議員の外、通常議員の定數の三分の一以内に於て道知事の任命する特別議員を置くことゝせり（漁組規則六）。

〔組合の執行機關〕組合長及理事は共同して組合を代表し且組合の業務を執行す、但し常務に付ては理事單獨に之を執行し代表し得るものとす。而して總代會に於て特別の事由ある場合の外、組合員中より選任することゝなり居るも朝鮮總督が組合の堅實なる發達を圖る上に於て必要ありと認むるときは、組合を指定し道知事をして其の指定したる組合の理事を任命せしむ（漁組規則一五）。昭和十四年度末現在の指定組合數は一六三に達せり。

〔組合の登記〕組合の事業は相當多岐に亙れるが、其の遂行上他と各種の交渉又は取引を爲す場合頗る多きを以て、登記の制度を設け、一定の事項に付ては登記を爲さざれば第三者に對抗し得ざることとせり（漁組規則三七）。即ち組合を設立したるときは、其の目的、名稱、地域、組合員たる資格、主

たる事務所、設立認可年月日、役員、(組合長、理事、副理事、監事)の氏名を登記することを要し(漁組規則四一)、且前記の登記事項中變更ありたるとき(漁組規則四二)、組合が解散し又は合併し若は分割したるときは各其の登記を爲すことを要するものとす(漁組規則四三、四四)

〔組合の普及狀況〕上述の如き目的を有する組合の存在は組合員たる漁民の福利を增進すると共に、漁村の向上發達に資する處大なるべきを以て、官廳に於ては、從來組合の設立を奬勵し來りたる結果、昭和十四年度末に於ては其の數二百三組合に達し(別表第一表參照)、殆ど朝鮮全沿岸に普及し、其の組合員數十五萬三百八十二人(一戸一人)に及び、總漁業者戸數の約八割四分を占む、而して此等の組合は相互連絡を密にし、漁村の向上發達に資しつゝありて、漁村經營の中心機關を形成するに至れり。

〔組合の事業〕組合は其の目的に從ひ漁業權を取得し、又漁獲物及其の製品の委託販賣、漁業資金の貸付、組合員よりの預り金、漁業用品の共同購入、漁獲物の共同運搬、模範漁船及漁網の製作、魚付林の造成、養殖場、漁船繫留場、魚揚棧橋、貯氷庫、冷藏庫、倉庫其の他の共同設備の設置を爲し、之等の施設は年と共に益々多きを加へつゝあり。就中漁獲物及其の製品の委託販賣は、魚價の公正を維持し、漁業者の利益增進上極めて適切なる事業なるに鑑み、年來之が奬勵に努めたる結果、昭和十四年度に於ける實施組合數百九十九、其の取扱高九千二百餘萬圓に達し、良好なる成績を擧げつゝあ

り。又漁業資金の貸付事業は、組合員の經濟狀態に鑑み、極めて緊要なる施設にして、貸付事業を行ふ組合は昭和十四年度末現在に於て百七十七組合にして同年中貸付事業資金として運用せる額は起債によるもの七百十餘萬圓組合の積立金に依るもの約三百萬圓計一千十萬圓に達せるが、未だ漁民の要求に及ばざるものあり、今後益々組合資金の充實を圖るの要あり。

〔組合の助成〕組合の事業は漁村の維持經營に直接の關係を有し、其の適否の漁村に及ぼす影響甚大なるを以て、組合の健全なる發達を助成して其の施設を完からしむる爲、大正十一年度以降國費補助を開始せり。即ち組合の設立普及を圖る爲、新設の場合に於ては、一組合に付設立費として五百圓を補助し、又組合の發達は、先づ理事者に其の人を得るの必要あるを以て、理事給料年額の半額以内に於て五百四十圓を限度とし、三年間補助することゝせしが、其の後組合一般の要望と補助の實績とに鑑み、大正十四年度より設立費補助を廢止し、之に代ふるに共同施設費に對し補助することゝせり、而して補助開始以來昭和十四年度迄十八年間に於ける補助額は八十七萬四千餘圓にして各組合の施設は著しく充實するに至れり、尙近時漁村の振興を策するの要緊切なるものあるに鑑み漁業組合を中心として振興施設を實施せしむることゝし、昭和八年度より新に共同施設充實の爲年額四萬圓の國庫補助金を支出したるも昭和十四年度より之を廢止し、又昭和十一年度より漁村振興指導職員設置費補助として年額三萬圓を支出し漁村振興運動の圓滑なる遂行を圖りつゝあり。

〔組合の經費〕組合の經費は其の享有する漁業權の行使料、委託販賣及共同購入に依る手數料、補助金、貸付金利子、賦課金等を以て之に充てつゝあり。近時委託販賣事業の發達に伴ひ、漸次組合收入に於ても增加を見るに至りたるが、未だ之を以て組合の目的達成上速に施行を要する各種の施設事業費を支辨するに足らざるのみならず、賦課金に付ては組合員の經濟狀態に鑑み到底多額の負擔を許さざるを以て、今後財政の許す場合更に進んで國費を以て相當基金の補助を爲し、目下組合員の最も要望する漁業資金貸付事業に要する起債を容易ならしむるの方法を採ると共に、一面漁業權の如きも單り專用漁業權に止まらず、漁業の性質上若は慣行上漁業組合に免許するを適當とするものは成るべく之を漁業組合に免許し、以て一面に於て、其の收入財源を與へ施設の完璧を期せしむるの要あり。

〔漁業組合聯合會〕上述の如く、沿岸漁村には、概ね漁業組合普及し、夫々堅實なる發達を遂げつゝありと雖も、是等組合の活動は、地域又は經濟的事情に依り、一定の範圍に局限せらるゝを以て、他組合との連絡上、將又共同施設遂行上不便尠からず、半島水產業の開發進展上遺憾とする所なり、故に少くとも一道內に於ける漁業組合を糾合して一體となし、以て漁業資金の貸付、漁獲物の委託販賣、漁業用品の共同購入、預り金の取扱、其の他適切有效なる施設を爲し、併せて所屬組合に對し、業務上の指導を爲すべき聯合會を設立し、依て以て、益々組合の機能を發揚せしめ其の實效を收めしむるの要あり。玆に於て朝鮮漁業令の實施後聯合會の設立を促進し、既に臨海十二道に其の設立を見る

に至れり（別表第三表參照）。而して、聯合會の事業は現在に於ては所屬組合に對する金融事業を中心とし、漁村の金融を圓滑にし良好なる成績を擧げつゝあり。其の他委託販賣、共同購入等の事業を實施し、就中全羅南道聯合會に於ける海苔の委託販賣の如き、慶尙南道の聯合會に於ける活魚の委託販賣の如き、其の成績見るべきものあり。而して聯合會に對しては理事長及理事の給料補助及所屬組合の目的達成の爲にする聯合會の施設に對し國庫補助を爲し之が助成を爲すと共に低利資金の供給を圖りつゝあるも豫算共の他の事情に依り官廳に於ける助成施設未だ充分ならず今後補助の增額竝に低利資金の供給等に關し、益々施設の充實を期し、以て會の基礎を鞏固にすると共に會の事業を振興せしめ、將來一層漁村の向上發展に寄與せしむるの要あり。

（別表）　第一表　道別漁業組合に關する調査（昭和十四年度末現在）

道名	組合數	組合員數	漁船數	損益計算			積立金							借入金	總漁獲高	委託販賣高	貸付金	共同購入高	享有漁業權
				總益金	總積金	剩餘金	基本財産	事業資金	救恤資金	其ノ他	計								
		人	隻	円	円	円	円	円	円	円	円			円	円	円	円	円	円
京畿	八	二、六〇七	九七二	一三五、一七三	八八、六五六	四六、五一七	三三、〇〇八	三六、二八一	一一、七一七	六四七（二四七）	七〇、六五三（二四七）			二六三、五四四	二、五七二、〇三四	二、五九九、八七四（二四九、五八〇）	一九四、二九一	九、九八五	四〇
忠南	二	五、七九八	七〇五	八八、九七一	七一、八二五	一七、一四六	二、七二六	三、二三三	一、九七九	—	七、八二八			六三、三三〇	一、六九一、九二五	六八一、九三七	二八、六〇五	五三、六二八	六四
全北	七	二、〇八六	八八一	七三、五九七	六九、五七七	四、〇三〇	三、〇四四	三、〇三九	六、一九三	九七七（五四六）七四、七六八	五八、〇〇三（五四六）九五、六三二			一五五、七六三	一、五三二、五四〇	三七二、九三六	二三七、三九八	六、八九四	六
全南	四	七、四六七	一七、四三八	一、六五二、四六五	一、一八四、四六〇	四六八、〇〇五	二六五、九一三	六五四、八八〇	五七、〇六〇	三三、八〇八	九五、六三二（三三、八〇八）			四九九、七八〇	二、八四二、四七〇	二〇、四三八、六四三	六七五、九六八	九二五、七六一	九一九

道名	組合數	組合員數	漁船數	損益計算 總益金	損益計算 總損金	損益計算 剩餘金	積立金 基本財產	積立金 事業資金	積立金 救恤資金
		人	隻	円	円	円	円	円	円
慶北	一三	五、八三五	三、九七六	八七〇、〇三〇	五一九、三一三	三五〇、七一七	九六、〇四三	三七九、三二七	六四、三八二
慶南	三五	二四、一〇二	一三、二八四	九四四、九六三 (一一、九一四)	七三一、九一九 (九、一〇一)	二一三、〇四三 (二、八一三)	九一、七一七	三二四、八二三	三一、二二〇 (一、一三七)
黃海	一四	八、九三九	一、三五四	三〇九、六八三	二二九、九九九	七九、六八四	一八、一九九	二四、二四四	一一、一五〇
平南	一一	四、四二九	六〇〇	二六〇、七五七	一五九、六八六	一〇一、〇七一	六、四一九	四一、三〇七	四、六二一
平北	一一	三、六〇九	一、五八三	一九八、七三二	一六〇、七五六	三七、九七五	一六、二五三	六二、三七三	三、三七二
江原	一八	七、二六三	三、六九九	五八七、六七一	三六五、五七〇	二二二、一〇一	一四七、四四九	一九七、七八六	一五九、八三五
咸南	二二	八、〇三八	五、二八三	一、五六五、七七一	七五一、三六一	八一四、四一〇	三三六、五三五	一、〇四六、六九七	二三六、七四三
咸北	一九	七、二〇九	四、八五五	七三七、六〇九	四三八、六七五	二九八、九三四	七二、六九二	二九九、二五六	四七、七七九
總計	二〇三	一五〇、三八二	五四、六三〇	七、四二五、四三〇 (一一、九一四)	四、七七一、七九七 (九、一〇一)	二、六五三、六三三 (二、八一三)	八八六、四四八	三、〇九、四九六	四二六、〇二九 (一、一三七)

道名	積立金 其ノ他	積立金 計	借入金	總漁獲高	委託販賣高	貸付金	共同購入高	專有漁業權
	円	円	円	円	円	円	円	
慶北	八七、八九五 (六、四七八)	六二七、六四七 (六、四七八)	二九七、〇八七	二、六九四、四一六	八、八二一、九三三	六五、六八六	七〇〇、七四五	二〇五
慶南	一七三、五三六 (三六、八八五) ((三三、〇六三))	六二一、二八五 (三八、〇二三) ((三三、〇六三))	九六三、一五六 (七三、六九二)	二〇、六九九、八〇七	一四、五一一、五八九	六五三、八四三 (六、八三三)	七七八、五二七	八六九
黃海	八、〇二一 (一、七八一)	六一、六一四 (一、七八一)	二四二、二三三	二、九六八、一一九	三、一三一、四三五	一四五、六五五	二四五、一〇三	一五九
平南	七、六三五	五九、九七二	三〇九、七三九	一、一一三、四九一	一、五一三、五八八	五一、八六四	一五九、七九六	一〇八
平北	一七、四九一 (四三三)	九九、四八九 (四三三)	五四六、〇九九	一、九七八、二一〇	一、二二三、一一五	一九六、二七八	四一三、二〇五	一五九
江原	六一、六〇三 (一六、七五〇)	四六六、六七三 (一六、七五〇)	八六六、一一四	一五、二五九、九〇〇	九、五六二、〇六〇	五〇九、三五五	一、一〇八、七九一	四二〇
咸南	一九六、一六四 (一八、四四七)	一、五九六、一二八 (一八、四四七)	三、三六一、五三三	三三、九一七、〇八二	三三、七四一、一一三	一、一八三、五四四	一、三六九、六五一	二四一
咸北	二八、二四三 (一一、四一三)	四四七、九七〇 (一一、四一三)	六〇二、〇八七	三八、一五四、三三六	五、八九二、二九九	一四九、〇五六	三五九、二五六	一二四
總計	六五六、九二〇 (一二六、七八七) ((三三、〇六三))	五、〇五九、八九三 (一二七、九二四) ((三三、〇六三))	七、一七〇、三四二 (七三、六九二)	一四一、〇一四、三三〇	九二、四三九、五三二 (二四九、五六〇)	三、九九〇、五四二 (六、八三三)	六、一九三、三九〇	三、四七四

備考
一　損益計算ハ一般會計及特別會計ヲ含ムモノトス。
二　損益計算欄總益金中ニハ前年度繰越金ヲ含ムモノトス。
三　貸付金ハ當該年度内ニ於テ最高貸付額ナルヲ示ス。
四　共同購入高ハ當該年度内ニ於ケル共同購入總額ヲ掲ゲタルモノナリ。
五　積立金ニシテ借入運用中ニ屬スルモノモ當該積立金中ニ包含計上セリ。
六　借入金ハ當該年度内ニ於ケル最高借入額ヲ計上セリ。
七　積立金欄「其ノ他」ノ（　）内ノ金額ハ役職員退職給與金積立金トシ（（　））内ノ金額ハ特別會計ノ災害復舊準備積立金トス
八　括弧内ノ金額ハ特別會計ニ依ル金額ノミヲ示ス

第二表　道別漁業組合及同聯合會國庫補助表

（自大正十一年度至昭和十四年度　本表ハ毎年度決算額ヲ掲グ）

道名	設立費補助 組合數	設立費補助 補助額	理事給料補助 組合數	理事給料補助 補助額	理事給料見習補助 組合數	理事給料見習補助 補助額	施設費補助 組合數	施設費補助 補助額	聯合會補助 經費補助	聯合會補助 施設費補助	水産組合補助 經費補助	計
京畿	一	円	七	円 七、三二	一	円 一、〇四〇	八	円 一三、三一〇	円 五、四四〇	円	円 三、六八〇	円 二九、七八二
忠南	一	一	六	八、一九〇	一	一	九	一四、四八一	二七〇	一	一	三三、九四一
全北	一	五〇〇	七	七、九五四	一	一、〇〇〇	七	二三、三〇五	四、五六二	二、〇〇〇	一	三八、三三一
全南	八	四、〇〇〇	二八	四〇、〇八八	五	五、七四七	五	七六、五五五	二、一〇〇	一	一	一三七、四四〇
慶北	三	一、五〇〇	一〇	二一、九九〇	二	三、一〇〇	一四	五七、六三五	一四、三〇〇	二、〇〇〇	一	九〇、六二五
慶南	四	二、〇〇〇	三三	四四、八四二	四	四、五八六	三五	八八、七四八	一八、〇〇〇	二、二〇〇	一	一六〇、三七六
黄海	二	一、〇〇〇	六	八、二一〇	一	一	八	一八、七〇七	八、五六四	四、〇〇〇	一	四〇、四九一
平南	一	一	四	六、四九二	一	一	七	一九、〇九〇	二、四七〇	一	一	二八、〇五三
平北	一	一	一二	一〇、八〇三	一	七六五	一三	四四、〇三五	二四、一九二	三、五〇〇	一	八三、二九五
江原	二	一、〇〇〇	一八	二〇、一〇七	三	三、一二〇	一八	五三、八六八	一五、六〇〇	五〇〇	一	九三、三〇五
咸南	二	一、〇〇〇	九	一四、七二五	四	三、三七五	一〇	四五、三四〇	九、〇六〇	一	一	七三、五〇〇
咸北	二	一、〇〇〇	一八	二三、七六三	一	一	二〇	四一、二五三	五、五一七	一	六、〇八三	七六、六一六
合計	二四	二、〇〇〇	二五七	二〇三、五八六	二一	三三、八四三	一八三	四九三、二七七	二九、〇七五	一四、二〇〇	九、七六三	八七四、七四四

備考　本表ノ補助組合數ハ科目毎ニ正味補助組合數ヲ表ス。

第三表　漁業組合聯合會一覽表（昭和十五年十一月末現在）

聯合會名	事務所所在地	設立年月日
京畿道漁業組合聯合會	仁川府花房町一ノ四	昭和十年十二月二十三日
忠淸南道漁業組合聯合會	大田府春日町三（道廳內）	昭和十五年一月十六日
全羅北道漁業組合聯合會	群山府西濱町一ノ八	昭和十一年十二月十五日
全羅南道漁業組合聯合會	光州府大和町四五ノ二	昭和六年一月六日
慶尙北道漁業組合聯合會	迎日郡浦項邑川口町八〇ノ二	昭和五年十一月二十九日
慶尙南道漁業組合聯合會	釜山府大橋通二ノ六九	昭和六年一月六日
黃海道漁業組合聯合會	海州府龍塘里結城浦	昭和十一年十一月六日
平安南道漁業組合聯合會	平壤府上需里三ノ七 三ノ八（道廳內）	昭和十三年十一月十六日
平安北道漁業組合聯合會	新義州府鴨川町二ノ八	昭和七年三月五日
江原道漁業組合聯合會	高城郡長箭邑長箭里	昭和六年一月六日
咸鏡南道漁業組合聯合會	咸興大和町三丁目五六高倉商店三階	昭和十一年一月三十一日
咸鏡北道漁業組合聯合會	淸津府羅南本町八四（道廳）	昭和十二年二月四日

第三節　朝鮮漁業組合中央會

朝鮮に於ける漁業組合は創設以來年と共に堅實なる發達を遂げ敍上の如く諸般の共同施設を經營し他面漁法及製法の改善漁家の更生指導等物心兩方面に亘る施設を爲し、漁民の福利增進に專念し來り

特に近年農山漁村振興運動の擴充計畫實施に當りては、名實共に漁村經營の中心機關としての地位を確認せらるゝに至れり。而して此等各組合の活動は地域又は經濟的事情に因り一定の範圍に局限せらるゝを以て道を單位とする聯合會漸次設立せられたるも、近時水產業の飛躍的進展に伴ひ他道との連絡協調上竝に共同施設遂行上此等團體の機構を全鮮に擴大し、之を一單位とする統轄團體の設立の要切なるものあり、昭和十二年五月本會の設立を見たり。右は隣保共助を指導精神とする漁業組合及同聯合會を正會員（昭和十五年十月末現在加入漁業組合一九四、聯合會一二）とし會員の共通的事業を全鮮に擴大强化すると共に更に漁業組合趣旨を宣揚し漁業組合の發展竝に漁民の福祉を助長せんとするものにして、其の目的を達成せしむる爲に左の事業を行ふものとす。

一、漁業組合に關する調査研究
二、漁業組合趣旨の宣傳
三、會報其他圖書の發行
四、漁業組合に關する功勞者の表彰
五、漁業組合に關する講習講話會の開催
六、正員會員竝に本會役職員に對する退職慰勞金の共同計算
七、建物及工作物の損害補塡

八、受託物の委託販賣又は販賣の斡旋並に所要物品の共同購入

九、其の他本會の目的を達するに必要なる事業

尚本會は設立後日尚淺きも着々として之が機能を發揚しつゝあり尚前各項に掲げたる事業中既に實施に係る主なるものを擧ぐれば (1) 漁業組合に關する功勞者の表彰を實施 (2) 漁業組合職員養成の爲講習會を開催 (3) 共濟規程を設け本會、漁業組合及同聯合會役職員に對する退職給與金其の他諸給與の共同計算を實施 (4) 京城に本會直轄の業務所を置く外釜山、大阪及下關に出張所を設け漁獲物及其の製品の委託販賣及漁業用資材の共同購入を實施し (5) 昭和十四年一月より漁業組合に割當てられたる消費規正物資に對する購入證明書發給事務を取扱ひ何れも所期の成果を收め就中委託販賣及共同購入並に之が斡旋事業に付ては之が運營の適否は漁業組合の發展又は漁民の利害に及ぼす影響甚大なるに鑑み之が改善施設に要する經費に對し左表の國庫補助を爲し其の發達を助成しつゝあり。

朝鮮漁業組合中央會國庫補助表

種別＼年度別	昭和十三年度	昭和十四年度	昭和十五年度
補助金額	八、〇〇〇円	八、八〇〇円	八、三〇〇円

第四節　水産組合及水産組合聯合會

朝鮮水産業の進展に伴ひ漸次業態を同じうする者を以て組織する組合の必要を認めらるゝに至りたるを以て、昭和四年朝鮮漁業令の公布に伴ひ朝鮮水産組合規則を發布し、從來の水産組合に關する規定を改正整備し一定の地區内に居住する漁業者又は水産物の製造、取引若は保管を營業とする者は朝鮮總督の認可を受けて、當該水産業の改良發達を圖り營業上の弊害を矯正するを以て目的とする水産組合を設立することを得しむることゝせり。爾來日尚淺きに拘らず、既に漁業者を以て組織する水産組合一四、製造業者を以て組織する水産組合五、製造業者及販賣業者を以て組織する水産組合二、舊來より存續せる販賣業者を以て組織する水産組合一を合して現在二十二組合（別表第一表參照）を算し又水産組合聯合會は昭和十一年五月咸北、咸南、江原三道の鰯油肥製造業水産組合を以て設立せる朝鮮鰯油肥製造業水産組合聯合會を存するのみなり。今各組合の狀況を概說すれば左の如し。

一、鰯油肥製造業水産組合　昭和五年經濟界不況の影響を受け鰯搾粕及鰯油の價格暴落し、鰯油肥製造業の維持困難を來したるのみならず。延ては朝鮮漁業の大宗たる鰯漁業の廢頽を來すべき狀勢に直面するに至りたるを以て、朝鮮東海岸に於ける鰯油肥製造業者等相諮り、共同の力に依りて、斯業の維持向上を圖らんことを期し、咸北、咸南、江原、慶北、慶南の五道に鰯油肥製造業水産組合を設立し、昭和八年慶南、慶北に於ては水産組合を解散して其の事業を漁業組合聯合會に於て繼續

し各組合相連繫して施設の完璧を期しつゝあるものにして咸鏡北道、咸鏡南道及江原道の三組合は鰯油肥の製造並に販賣の統制の中軸を爲すものなり。

(一)　製品の委託販賣　昭和六年度に於ては生産制限を爲し鰯油は之を合同油脂株式會社に、鰯搾粕は之を三菱商事株式會社に、夫々價額を定めて一手に販賣し之に依り當業者の採算的基礎を得、稀有の不況時にも拘らず斯業を維持繼續せしめ多大の效果を收めたり。昭和七年度に於ては、前年の實績に鑑み生産制度を撤廢し油は合同油脂株式會社及朝鮮窒素肥料株式會社に對し、價格算定の方式を定めて之を販賣し、鰯搾粕は將來五年間三菱商事株式會社に其の販賣を委託することに改め、前年度の如く賣切に依る双方の危險を緩和し、昭和八年度に於ては鰯油の價格の動搖を防止する爲鰯油の製品たる硬化油の內地賣數量と輸出數量との比率を創定して其の弊を緩和し、昭和九年度に於ては朝鮮油脂株式會社の設立せらるゝあり、內地に於ても亦硬化油工場新設を計畫するものありて鰯油の割當成立せず遂に數量不定のものにつき競爭入札の方法に依り販賣價格を定むることゝし、昭和十年度に於ては鰯油は昭和九年度と同樣入札の方法を採りたるが朝鮮當業者の要望に依り定量入札制を附加することゝせり。又昭和十一年度に於ては昭和六年成立せる鰯油肥統制第一次五箇年の滿了を機として益々本統制の强化を圖る必要を認め昭和十一年五月咸北、咸南、江原三道の油肥組合を糾合して朝鮮鰯油肥製造業水産組合聯合會（油肥聯）を設立し

又慶北、慶南二道漁業組合聯合會は鰯油肥統制に關しては油肥聯に協力するの組織と爲し(イ)鰯油の販賣は油肥聯に於て從來の方法に依り之を行ひ、一面朝鮮内の石鹸製造業者に對しても販賣の途を拓き(ロ)粕の販賣は油肥聯に於て之を扱ひ直賣と三菱商事への委託との兩制度を採用せり。

昭和十二年度に於ては (1) 鰯油の販賣は昭和十一年八月二十一日迄前年度鰯油基本契約を踏襲し九月以降の賣買に關し從來の方法と異る主なるものは(イ)朝鮮鰯油の油價の適正、生産者の福利增進の施設として油肥聯及産地組合等の出資に依り昭和十二年五月朝鮮協同油脂株式會社設立せられたるに因り同會社工場用原料として使用する鰯油に於ては五十萬罐を限度として入札の方法に依らずして販賣の途を拓きたること(ロ)入札の方法に依り鰯油の賣買成立見込なき場合協同油脂株式會社に時價以上の價格を以て販賣すべき鰯油の全部又は一部を買取らしむる途を拓きたること (2) 鰯搾粕の販賣方法は前年度の制を踏襲せり。

昭和十三年度に於ては (1) 鰯油の販賣は油肥聯と日本油脂外八硬化油製造會社間に於て昭和十三年度鰯油賣買基本契約を締結したるが從來の方法と異る主なるものは(イ)定量、不定量の入札制度を定量入札のみとし入札期日を毎月末日一回なりしを毎週一回とし(ロ)賣買の成立の見込なきときは油肥聯の申出ある場合は契約の九社は保留量の比率に依り買取ること(ハ)朝鮮協

同油脂に對しては特賣すること　(2)　鰯搾粕の販賣方法は前年度の制を踏襲せり

昭和十四年度に於ては　(1)　鰯油の販賣は(イ)販賣方法は競爭入札、隨意契約又は委託の方法に依ること（ロ）販賣先及委託先は油肥聯が本府の承認を受け指定する者なること但し輸出又は一回の販賣數量一萬罐以内の場合に於ては右の者以外の者に販賣し得るものとす。以上の通決定を見たるが現在油肥聯に於て指定せる販賣先は日本曹達外十四社、委託先は協同油脂外二社とす。

(2)　鰯搾粕の販賣は前年度と變りなし。

昭和十五年度に於ては　(1)　鰯搾粕の販賣方法は前年度同樣　(2)　鰯油の販賣方法に付ては販賣先中前年度の十五社に更に浪花油脂及日本有機の兩社を追加指定し九月迄は前年度通とし十月以降は内地に於ける魚油配給統制の强化等に伴ひ右販賣先を協同油脂、朝鮮窒素、朝鮮油脂、魚油配給統制、三井物産、三菱商事の六社に變更し委託先は從前の通とす。

(二)　製品の輸送　製品は、從來製造業者又は取引業者各個に輸送しつゝありし爲運賃比較的高率なりしを以て、組合は朝鮮郵船株式會社に一手に運送せしむることゝ爲したる結果著しく之を低下することを得て組合員の負擔を輕減せり。

尙近時々局の影響を受け船腹不足に因り朝郵の配船のみにては輸送の圓滑を缺ぐ實情に在るを以て之が緩和を圖る爲油肥聯に於ては昭和十三年度以降製品（鰯油）の一部の直接輸送計畫を樹て

既に昭和十三年度より鰯油輸送特別會計を設け油槽船を建造中にして一部のものは既に就航を見つゝあり。

(三) 資金の貸付　鰯油肥製造に要する資金は、從來製品の引渡を條件とし高利を以て問屋業者仲買業者又は金貸業者より供給せられたりしが、斯の如きは組合員の不利甚大なるを以て、組合に於ては起債を爲し之を組合員に貸付することゝしたる爲從來に比し金利低下せるのみならず資金の融通頗る圓滑となれり。

今昭和十四年度に於ける組合別鰯油肥事業資金所要額を示せば左の如し。

組合名	販賣代金前渡及立替資金	共同購入資金	計
咸鏡北道鰯油肥製造業水産組合	二、四〇〇、〇〇〇円	一、三〇〇、〇〇〇円	三、七〇〇、〇〇〇円
咸鏡南道鰯油肥製造業水産組合	四、五〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇
江原道鰯油肥製造業水産組合	八、〇〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	八、五〇〇、〇〇〇
合計	一四、九〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	一七、一〇〇、〇〇〇

其の他、組合員の事業上必要なる物品の共同購入、保管倉庫又は貯油槽の建設、製造工場の整備等

斯業の改善發達上必要なる施設を爲し多大の效果を收めつゝあり。

二、朝鮮罐詰業水産組合　朝鮮に於ける蟹罐詰業は近年急激に勃興し、其の工場簇出し、原料の買入製品の販賣等に關し徒らに競爭を惹起し、相互の利益を減殺して斯業の進展を阻害する所尠からざりしと又其の原料蟹は濫獲の結果早くも漸減の傾向を生じたるを以て、昭和五年當業者相諮り (1) 原料供給の持續を策し (2) 製品の統一向上を圖り (3) 製品販賣上に於ける弊害を矯正し以て斯業の將來を永遠に確保する爲、朝鮮蟹罐詰業水産組合を設立せり。而して昭和六年鰯トマト漬罐詰業者を加へ、其の名稱を朝鮮罐詰業水産組合と改め、更に昭和十二年度各種鰯罐詰業者を昭和十三年度鯖罐詰業者を加へ更に昭和十四年度**さざえ**罐詰業者の一部を除き水産物罐詰製造業者の全部を加へ事業の擴充强化を圖り爾來本組合は資金の貸付、製品の委託販賣、空罐、硫酸紙、トマト、調味料、其の他組合員の事業上必要なる物資の共同購入を爲すと共に製造方法の改善進歩を圖り良好の成績を收めつゝあり、特に蟹及鰯トマト漬罐詰は輸出品にして、海外市場の開拓に伴ひ將來發展の餘地を存するものと謂ひ得べし。

三、潛水器漁業水産組合　潛水器漁業は特殊の業態を形成し、其の主たる漁獲物たる**なまこ、あわび、貝柱**は主として滿洲國及中華民國に輸出せらるゝを以て漁法の改良、取引の改善等に關し此等業者の連絡統制を圖るの必要を認められるゝに至り、昭和六年全鮮の潛水器漁業者を網羅する水産組

を設立し、更に昭和十三年度本漁業の操業區域を單位として四組合に改組し爾來資金の貸付、漁獲物及其の製品の委託販賣を爲すと共に、漁業の統制を圖りて蕃殖保護の實を擧げ良好の成績を收めつゝあり。

四、其の他の各水産組合は、各々其の業態に應じ、漁具漁法の改善、組合員の違反の防止、製法の改良、販賣の合理化等を圖り、以て斯業の改良發達並に營業上の弊害矯正に努めつゝありて昭和十一年度よりは朝鮮第一區機船底曳網漁業水産組合及朝鮮第五區機船底曳網漁業水産組合の理事給料に對し補助金を交付せり。

第一表　水産組合及同聯合會一覽表（昭和十五年三月末現在）

名稱	地區	組合員の資格	事務所所在地	設立年月日
慶南海藻水産組合	慶尙南道	海藻の賣買業者	釜山府大橋通二ノ一〇	大正六、一〇、二六
朝鮮罐詰業水産組合	朝鮮	蟹罐詰製造業者及鰯罐詰製造業者	京城府長谷川町一一一	昭和五、六、三
咸鏡北道機船巾著網鰯業水産組合	咸鏡北道	機船巾著網漁業者	清津府港町七（水産ビル内）	〃五、九、二六
咸鏡南道鰯油肥製造業水産組合	咸鏡南道	鰯油及鰯搾粕製造業者	咸興府咸鏡南道廳内	〃五、一〇、二

名稱	地區	組合員の資格	事務所所在地	設立年月日
朝鮮第二區機船底曳網漁業水産組合	江原道、咸原南道	機船底曳網漁業者	元山府海岸通二ノ六	昭和五、一〇、一七
咸鏡北道鰯油肥製造業水産組合	咸鏡北道	鰯油及鰯搾粕製造業者	清津府港町七（水産ビル内）	〃五、一二、一七
江原道鰯油肥製造業水産組合	江原道	鰯油及鰯搾粕製造業者	江原道江陵郡注文津面注文里	〃五、一二、四
鎭海灣定置漁業水産組合	慶尙南道	慶尙南道鎭海灣ニ於ケル定置漁業權ヲ有スル者	慶尙南道統營郡統營邑吉野町	〃七、一一、一
鴨綠江白魚水産組合	平安北道	新義州府、義州郡、龍川郡内ニ居住スル白魚煮乾品製造業者	新義州府鴨川町	〃八、一二、一七
咸鏡北道輸出鹽魚水産組合	咸鏡北道	輸出向鹽鰯鹽鰊製造業者及取引業者	清津府港町一七	〃八、九、八
朝鮮第一區機船底曳網漁業水産組合	咸鏡北道	機船底曳網漁業者	清津府港町七（水産ビル内）	〃九、八、二五
咸鏡南道輸出鹽魚水産組合	咸鏡南道	輸出向鹽鰯鹽鰊ノ製造業者及取引業者	元山府春日町一	〃九、九、二七
朝鮮第三區機船底曳網漁業水産組合	慶尙北道	機船底曳網漁業者	浦項邑（慶北漁聯會館内）	〃一〇、二、一
朝鮮第五區機船底曳網漁業水産組合	平安北道、平安南道、黃海道、京畿道、忠淸南道	機船底曳網漁業者	仁川府港町	昭和二、三、二六
朝鮮鯖巾著網漁業水産組合	慶尙北道、慶尙南道、全羅南道	鯖巾著網漁業者	釜山府大橋通三ノ一八	〃二、四、一

朝鮮東海鰮巾著網漁業組合	咸鏡南道、江原道、慶尙北道、慶尙南	機船鰮巾著網漁業者	朝鮮總督府水産課內	〃
朝鮮鰯油肥製造業水産組合聯合會	咸鏡北道、咸鏡南道、江原道	鰯油肥製造業水産組合	京城府長谷川町	〃
朝鮮第一區潛水器漁業組合	咸鏡北道、咸鏡南道、江原道	朝鮮漁業令施行規則第七條ニ規定スル潛水器漁業區域第一區ニ於テ操業スルモノ	元山府	〃
朝鮮第二區潛水器漁業組合	江原道、慶尙北道、慶尙南道、全羅南道、	朝鮮漁業令施行規則第七條ニ規定スル潛水器漁業區域第二區ニ於テ操業スルモノ	釜山府	〃
朝鮮第三區潛水器漁業組合	慶尙南道、全羅南道、全羅北道	朝鮮漁業令施行規則第七條ニ規定スル潛水器漁業區域第三區ニ於テ操業スルモノ	麗水郡麗水邑	〃
朝鮮第四區潛水器漁業組合	京畿道、忠淸南道、全羅北道、黃海道、平安北道、平安南道	朝鮮漁業令施行規則第七條ニ規定スル潛水器漁業區域第四區ニ於テ操業スルモノ	京城府	〃
咸鏡北道鰯定置漁業組合	咸鏡北道	鰯定置漁業者	淸津府	〃
朝鮮第四區機船底曳網漁業水産組合	慶尙南道	機船底曳網漁業者	釜山府	〃

第二表　水産組合及同聯合會に關する調査（昭和十五年三月末現在）

組合名	組合員數	漁船又ハ製造工場數	損益計算 總益金	損益計算 總損金	損益計算 剩餘金	積立金 基本財産	積立金 事業資金	積立金 其ノ他	積立金 計	借入金	生産高 漁獲高	生産高 製造高	委託販賣高	貸付金	共同購入高
咸鏡北道鰯油肥製造業水産組合	五三六人	五五七工場	九二三、六七二円	五二八、〇七九円	三九四、五九三円	五六七、三八〇円	二五、三一三円	二八、一三三（七、七一六）円	六三〇、八三五（七、七一六）円	六、四五二、五〇〇円	三八、三八八、三〇三円	二六五、四七四、九五五円	六五、四七四、九五五円	一〇、九八二、三一三円	三、二一〇、二四一円
咸鏡南道鰯油肥製造業水産組合	三八〇	四一〇工場	四五〇、〇五五	四二八、三三八	二一、七二七	四四、九一〇	五一、四〇〇	一七、九一〇（八、四〇〇）一〇四、七一〇（八、四〇〇）	六、〇七七、五〇〇	一八、三六四（三、〇四二）	六、一六二、四三〇	二二、四九、〇三五	八、四三、四三六	七、〇六三、三一八	九三二、六〇一
江原道鰯油肥製造業水産組合	八六二	八八四工場	六六一、七五三	五一六、三九七	一四五、三五六	四六六、六八六	一一、二八九	一七、九一〇（一一、八五四）五九五、八九五（一一、八五四）	七、八二二、〇〇〇	三八、五三三	—	一四、〇四一、一三一	七、六五四、一三六	七九五、五五八	一、五七三、六五〇
朝鮮第一區機船底曳網漁業組合	二六	四九隻	八五、二二六	六〇、〇九七	二五、一二九	四、八六六	一〇、四五六	三、〇四三（三、〇四二）	一八、三六四（三、〇四二）	二七、六四三	二七、六四三	—	—	—	一二八、四一〇
朝鮮第二區機船底曳網漁業組合	四五	四五隻	三六九、四五五（三一一、二八一）（一二九、九六八）（一八一、三一三）	一五九、二三八（一二九、九六八）	二一〇、二一七（一八一、三一三）	一八、八九九	二八、四六三（四二三、一六三）	四二四、五一三（一一、三五〇）（四二三、一六三）	四八一、八七四（一一、三五〇）（四二三、一六三）	二九六、五〇〇	八、六二二、八四三	：	—	一四六、五〇〇	四六五、八二〇
朝鮮第三區機船底曳網漁業組合	一八	二〇隻	一二、三二九	八、五九九	三、六三〇	一、六九七	二、一五八	一、三六五	五、三三〇	七五、〇〇〇	八六六、九七一	—	—	二五、〇〇〇	六一、一六一
朝鮮第四區機船底曳網漁業組合	一七	三〇隻	一三、八三〇五	一二、八一九六	一〇、〇〇九	—	—	八〇〇（三〇〇）	八〇〇（三〇〇）	二一〇、〇〇〇	一、二五三、〇一〇	—	四五一、一六七	一、〇〇〇	三二、三七七
朝鮮第六區機船底曳網漁業組合	一三	二六隻	一七、二七二（一、三二五）	一四、八六九（一、三二五）	二、四〇三	五九七	三、四四五	一、七九一（五〇〇）	五、八三三（五〇〇）	六五、八九六	五二六、八〇四	二、六〇四	五二四、二〇〇	八三三	二二九、五二〇
朝鮮罐詰業水産組合	七五	九七工場	一四六、四一九	一〇六、九二三	三九、四二七	三二、三九〇	二六、一六〇	二一、一五七（三、六二九）	二一、一五九、六〇九（三、七二四）（三、六〇〇）	一、四四〇、〇〇〇	—	四、一〇〇、〇五四	四、一〇〇、〇五四	五五、四〇四	一、七三五、五八〇
咸鏡北道機船巾著網漁業水産組合	八二	一一九隻	四九八、三九四	三〇四、六一四	一九三、七八〇	二六、二三六	六〇、八六九	二一、一五七（三、六二九）	二一、一五九、六〇九（三、七二四）（三、六〇〇）	四、四六〇、〇〇〇	二五、四三五、〇〇〇	—	—	三、一六〇、〇〇〇	一、九六〇、八〇一

朝鮮東海鰮巾著網漁業水産組合	一五六	一八〇隻	三四八、七三一（二八、二四七）	二八三、三二四（一五、〇〇九）	六五、四〇八（一三、二三八）	四七、〇〇〇	七七、〇〇〇	四九五、二三四（一九、七三一）	六一三、二三四（一九、七三一）	一、五五〇、〇〇〇	三、一〇一、六一〇	—	—	一三八、二九八	二、八四六、五八九
朝鮮鰆巾著網漁業水産組合	四九	一五七隻	一〇一、一二五	八二、三八二	一八、七七三	五、一五〇	四、九〇〇	三三、八〇〇	三三、八五〇	四八〇、五〇〇	四、七〇七、八六〇	—	—	一五四、五〇〇	五四八、一三六
咸鏡北道輸出鹽魚水産組合	六四	工場一 隻一	六〇、〇五八	三二、七七八	二七、二八〇	五二四	三、〇九六	一、六〇〇（六〇〇）	五、二二〇（六〇〇）	一八四、九二六	—	—	五六七、八九三	—	二一四、八七三
咸鏡南道輸出鹽魚水産組合	四七	工場四八	六、七八五	六、三六一	四二四	六九二	一、七三〇	三三四（三三四）	二、七六六（三三四）	五三、〇〇〇	—	一一九、二五〇	一一九、二五〇	五五、三〇〇	二七、九五〇
慶南海藻水産組合	一〇六	—	二、一二九	一、八二〇	三〇九	六二	一八六	六一	三〇九	—	—	—	—	—	—
鎭海灣定置漁業水産組合	六八	一八六隻	二、六六一	二、三九七	二六四	—	—	一七〇	一七〇	—	—	三二八、八七九	—	—	—
鴨綠江白魚水産組合	一六	工場一六	一、一二四	九七六	一四八	二一七	二三一	—	五〇八	五、五〇〇	—	三二、七一二	三二、七一二	五、五〇〇	—
朝鮮第一區潜水器漁業水産組合	一五	二六隻	一四、〇七五	一二、八四五	一、二三〇	一〇、二五〇	九八二	一、八八九（六三〇）	一三、一二二（六三〇）	三五、〇〇〇	二九九、四九〇	二七三、九三四	二七三、九三四	三〇、六七八	三八、七四三
朝鮮第二區潜水器漁業水産組合	四〇	六一隻	三九、〇九九	二六、五二二	一二、五七七	一、六〇〇	二七、五〇〇	七、九五〇（一、〇六〇）	三七、〇五〇（一、〇六〇）	一一、〇〇〇	六一八、九〇一	六一八、九〇一	六一八、九〇一	三三、六〇〇	三五、三〇八
朝鮮第三區潜水器漁業水産組合	三三	三八隻	八、二三六	七、四六七	七六九	一五	三、三九二	三三〇	三、七三七	一〇、〇〇〇	二一七、〇二三	二一七、〇二三	五七、三二二	三〇〇	六、八一七
朝鮮第四區潜水器漁業水産組合	一七	二七隻	六、一二九	五、八二〇	三〇九	七七五	七、四七七	一、五八六	九、八三八	六、五〇〇	二一九、三〇四	二一九、三〇四	三九、三〇四	一三、〇〇〇	三、〇九三
咸鏡北道鰯定置漁業水産組合	六一	一〇五隻	二四、七四〇	一〇、二七三	一四、四七〇	—	—	一、〇〇〇（一、〇〇〇）	一、〇〇〇（一、〇〇〇）	九〇、〇〇〇	一、七九八、〇一七	—	—	—	二四二、三二一
計（二二）	二、七二六人	一、〇六二隻 工場二、〇〇三	三、九〇六、七〇四（三四〇、八五三）	二、七一八、四六三（一四六、三〇二）	一、一八八、二四一（一九四、五五一）	一、二二四、〇〇六	四三五、九四八	一、二五四、七一三（九一、二八四）（四二三、一六三）	二、八〇四、六六七（九一、二八四）（四二三、一六三）	六、三五四、三五五	一〇二、五二四、〇六四	九七、五八八、八九二	八九、二〇四、二二五	三、六五〇、一〇一	一四、三〇一、九四六

一　水産組合聯合會

聯合會名	所屬組合數	損益計算			積立金					一般正味財産				借入金	委託販賣高	貸付金	共同購入高
		總益金	總損金	剩餘金	基金	事業資金	其ノ他	計		土地	建物	其ノ他	計				
朝鮮鰯油肥製造業水産組合聯合會	三	三、三〇八、七八二円 (三四〇、二六七)	二、八三、八三円 (二九三、五五三)	四八五、九四八円 (四四、七一四)	三、三〇九、九七七円	一〇三、八八九円 (二七、八八九)	二六四、二八九円	三、五七七、一五五円 (二七、八八九)		八三、五六四円	—円	三、八八三、〇八七円 (一、二一三、五三七)	三、八八三、〇八七円 (一、二一三、五三七)	九、五三三、五〇〇円 (一、三一〇、〇〇〇)	八一、〇三八、四三九円	八、三一六、四〇〇円	三、一八〇、三三〇円

昭和十六年三月二十日　印刷
昭和十六年三月二十三日　發行

朝鮮總督府殖産局

京城府太平通二丁目一番地
印刷所　大海堂印刷株式會社